

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2020年6月25日

【事業年度】 第75期(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

【会社名】 水戸証券株式会社

【英訳名】 Mito Securities Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 小林 克 徳

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋二丁目3番10号

【電話番号】 03(6739)0310 大代表

【事務連絡者氏名】 財務部長 玉 利 正 伸

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋二丁目3番10号

【電話番号】 03(6739)0310 大代表

【事務連絡者氏名】 財務部長 玉 利 正 伸

【縦覧に供する場所】 水戸支店
(茨城県水戸市南町二丁目6番10号)

館山支店
(千葉県館山市北条2207番地)

東松山支店
(埼玉県東松山市六反町8番地3)

秦野支店
(神奈川県秦野市寿町1番5号)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第71期	第72期	第73期	第74期	第75期
決算年月	2016年3月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月
営業収益 (うち受入手数料) (百万円)	13,223 (10,158)	13,389 (9,023)	16,152 (11,093)	11,533 (8,974)	11,946 (9,489)
純営業収益 (百万円)	13,164	13,312	16,081	11,465	11,876
経常利益又は 経常損失() (百万円)	1,444	1,437	3,347	142	441
当期純利益 (百万円)	1,983	962	2,584	184	791
持分法を適用した場合の 投資利益 (百万円)					
資本金 (百万円)	12,272	12,272	12,272	12,272	12,272
発行済株式総数 (千株)	75,689	75,689	70,689	70,689	70,689
純資産額 (百万円)	37,759	38,026	40,394	38,070	36,535
総資産額 (百万円)	58,991	62,759	67,852	63,345	60,940
1株当たり純資産額 (円)	530.92	538.71	580.47	548.13	568.34
1株当たり配当額 (うち1株当たり 中間配当額) (円)	13.0 (6.0)	7.0 (2.0)	20.0 (5.0)	4.0 (2.0)	8.0 (4.0)
1株当たり当期純利益 (円)	27.65	13.57	36.93	2.66	11.86
潜在株式調整後1株 当たり当期純利益 (円)					
自己資本比率 (%)	64.0	60.6	59.5	60.1	60.0
自己資本利益率 (%)	5.2	2.5	6.6	0.5	2.1
株価収益率 (倍)	11.3	22.0	11.3	77.4	16.0
配当性向 (%)	47.0	51.6	54.2	150.4	67.4
純資産配当率 (%)	2.4	1.3	3.6	0.7	1.4
自己資本規制比率 (%)	636.5	700.2	658.8	674.8	712.5
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	1,045	2,655	779	4,556	1,107
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	1,439	154	560	157	126
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	1,645	786	1,082	1,257	1,657
現金及び現金同等物 の期末残高 (百万円)	19,572	21,293	20,387	23,869	23,434
従業員数 (人)	716	738	752	730	720
株主総利回り (%) (比較指標：配当込み TOPIX) (%)	72.9 (89.2)	71.5 (102.3)	102.9 (118.5)	56.1 (112.5)	54.3 (101.8)
最高株価 (円)	481	380	471	437	285
最低株価 (円)	292	205	272	201	142

- (注1) 営業収益には、消費税等は含まれておりません。
- (注2) 第71期から第75期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
- (注3) 自己資本規制比率は金融商品取引法に基づき、決算数値をもとに算出したものであります。
- (注4) 従業員数は、就業人員を記載しております。なお、平均臨時雇用者数は従業員数の10%に満たないため記載を省略しております。
- (注5) 関連会社がないため、持分法を適用した場合の投資利益は記載しておりません。
- (注6) 第73期に自己株式を、5,000千株消却したことにより、発行済株式総数は75,689千株から70,689千株に減少しております。
- (注7) 第71期の1株当たり配当額13.0円(1株当たり中間配当額6.0円)は、創業95周年記念配当2.0円を含んでおります。
- (注8) 第72期から第75期において、「役員株式給付信託(BBT)」及び「従業員株式給付信託(J-ESOP)」の信託財産として資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が所有する当社株式は、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めており、また、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式数に含めております。
- (注9) 第72期から第75期において、自己資本比率、自己資本利益率及び自己資本規制比率の算定上、「役員株式給付信託(BBT)」及び「従業員株式給付信託(J-ESOP)」の信託財産として資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が所有する当社株式を含めております。
- (注10) 最高株価及び最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。
- (注11) 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)を第74期の期首から適用しており、第73期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準を遡って適用した後の指標等となっております。

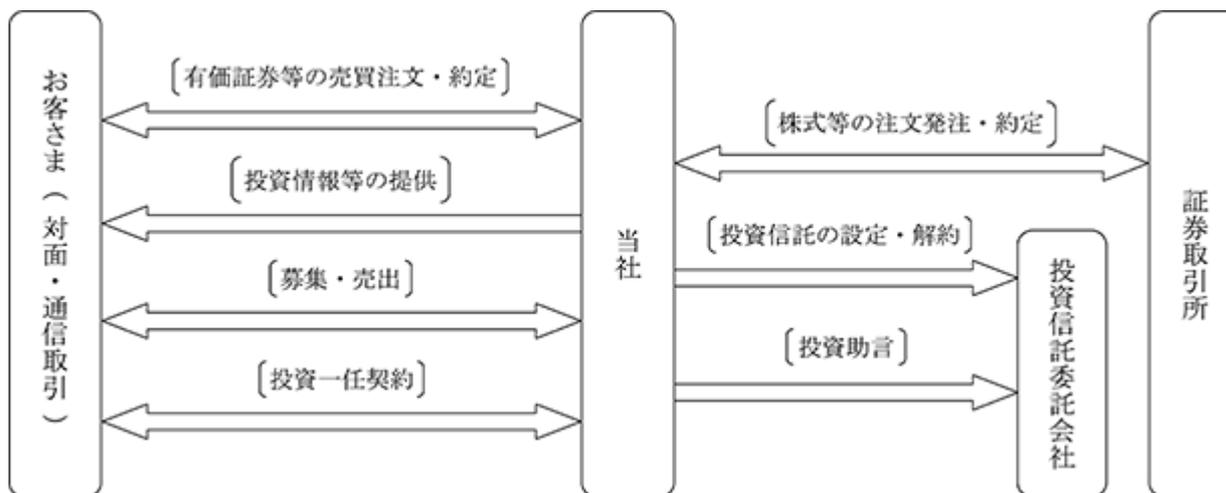
2 【沿革】

年月	会社の沿革
1921年4月	小林 静、岸 正が証券業「小岸商会」を水戸市馬口労町にて開業
1922年10月	株式会社小岸商会に改組、資本金12,500円にて開業
1926年7月	株式会社小岸商会を解散、小岸商会として個人経営
1927年6月	小林株式会社と改称
1933年2月	株式会社小林株式店に改組、資本金20,000円とする
1942年8月	小林証券株式会社に商号変更
1944年6月	有価証券業整備要綱に基づき、丸水証券株式会社と合併、水戸証券株式会社に商号変更
1948年10月	証券取引法に基づき証券業者として登録
1951年6月	東京証券取引所正会員 協同証券株式会社(設立 1947年9月12日 資本金3,000,000円)を買収
1956年4月	協同証券株式会社(形式上の存続会社)と合併し、商号を水戸証券株式会社に変更、本店を東京都中央区日本橋兜町一丁目8番地に置く
1968年4月	証券取引法改正による証券業免許制に基づき免許取得
1972年7月	秦野証券株式会社を吸収合併、資本金520,000,000円となる
1974年4月	本社を東京都中央区日本橋三丁目13番5号に移転
1985年6月	大阪証券取引所正会員となる
1985年7月	資本金3,049,985,600円に増資し、総合証券となる
1987年9月	名古屋証券取引所正会員となる
1989年4月	資本金10,824,985,600円に増資し、東京証券取引所市場第二部に株式を上場
1992年5月	小島証券株式会社を吸収合併し、資本金10,868,985,600円となる
1998年12月	改正証券取引法に基づく証券業登録
1999年1月	名古屋証券取引所特定正会員となる
1999年8月	イセキ証券株式会社の営業全部を譲受
2001年9月	東京証券取引所市場第一部に指定
2005年6月	資本金12,272,985,600円に増資する
2006年6月	中間配当制度導入
2007年2月	本社を東京都中央区日本橋二丁目3番10号に移転
2007年9月	金融商品取引法に基づく金融商品取引業者として登録
2008年12月	金融商品取引法に基づく投資運用業として登録
2015年10月	金融商品取引法に基づく投資助言・代理業として登録

3 【事業の内容】

当社は、金融商品取引業を営んでおり、有価証券の売買、売買の取次ぎ、引受・売出し・募集及び売出しの取扱い等において幅広いサービスを提供しております。

事業系統図は、次のとおりであります。



4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2020年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
720	44.0	18.3	6,204,711

- (注1) 当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであるため、従業員数の合計を記載しております。
(注2) 従業員数は、就業人員を記載しております。なお、平均臨時雇用者数は、従業員数の10%に満たないため記載を省略しております。
(注3) 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(2) 労働組合の状況

名称	水戸証券労働組合
結成年月日	1954年9月16日
上部団体	なし
活動状況	当社職員をもって組織する労働組合で、労使関係は円満に推移しており特記すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において、当社が判断したものであります。

当社は、安定的に収益をあげるための収益基盤の拡大に努めるとともに、下記の(1)目標とする経営指標に記載しております経営ビジョン及び第五次中期経営計画の計数目標及び(2)中長期的な会社の経営戦略に記載しております定性目標の達成を目指し、経営ビジョンの実現に向けて取り組んでまいります。

(1) 目標とする経営指標

当社は後述の中長期経営戦略「経営ビジョン」及び「第五次中期経営計画」において、以下の経営指標及び計数目標を掲げております。

経営ビジョン及び第五次中期経営計画（計数指標）

ストック収入による 販管費カバー率 30%以上 (2021年度)	ファンドラップ 預り資産 1,300億円 (2022年3月末)
---	---------------------------------------

ストック収入による販管費カバー率：投資信託の代行手数料とファンドラップ手数料の合計を販売費・一般管理費で除した比率であり、費用を安定収益でどれだけカバー出来ているかを示すものです。

なお、経営ビジョン及び第四次中期経営計画の計数目標の一つであったROEについては、証券業は市況により業績が大きく変動する業種であり、その中で常に一定のROEを求めることは「お客さま本位の業務運営を実現するための方針」に掲げる「お客さまの最善の利益の追求」に悪影響を及ぼすことも想定され、長期的に見て当社の株主価値を毀損しかねないと判断することから、第五次中期経営計画においては設定しないこととしました。また、ファンドラップ預り資産については経営ビジョン設定時の1,000億円から1,300億円へ修正しました。

(2) 中長期的な会社の経営戦略

<経営ビジョン>

当社は2015年3月に中長期経営戦略「経営ビジョン」（対象期間2015年4月～2022年3月）を策定しました。これは、2021年に到来する創業100周年に向けて当社のあるべき姿を明確化し、次の100年の礎とするために、経営理念を具体化したものであり、中期経営計画の指針となるものです。

当社はこのビジョンをお客さま、株主さま、社員、地域社会の皆さまなど多くのステークホルダーに示し、中長期的に自らの企業価値を高めていくことを通して、社会の中でかけがえのない存在となることを目指してまいります。

経営ビジョンの根幹となる4つのあるべき姿は以下のとおりです。

経営ビジョン

1. お客さまからの信頼度No. 1の会社
2. 社員が誇りを持って働き自己実現できる会社
3. 金融サービスと情報発信で地域社会の発展に貢献する会社
4. ビジネス構造の変革に挑戦し続ける会社

上記の経営ビジョンを達成するために、以下の7つの基本戦略を策定しました。

< 7つの基本戦略 >

- ・資産運用アドバイザーの実践
- ・ビジネス倫理・法令遵守の徹底
- ・全社員のスキルアップ
- ・多様な働き方に応じた人事・評価制度
- ・収益基盤の拡充および業務効率化・コストの見直し
- ・地域貢献への取組み
- ・戦略的な店舗展開

< 第五次中期経営計画 >

当社は第四次中期経営計画の課題の達成及び「経営ビジョン」の実現に向けて、第五次中期経営計画（2019年4月～2022年3月）を策定しました。その具体策は上記7つの基本戦略に紐づいており、主要な施策の概要は以下のとおりです。

お客さま本位の業務運営の徹底を趣旨とした「行動スタイルの変革」を引き続き推進する。

ファンドラップもしくは安定性重視の投資信託をお客さまのポートフォリオの中心に据えるコア・サテライト戦略により、お客さまの資産形成に寄与する。

営業員のマーケット対応力の強化によって、お客さまへのフォローの質や市況変動時のアドバイス力などを高め、お客さまの最善の利益を追求する。

お客さまとの接触時間の増大のために営業サポート業務を新設し、更なる営業員の時間創出と業務の効率化を図る。

(3) 経営環境

証券業界においては、オンライン証券会社を中心に手数料の無料化など取引コストの低下が進んでおります。また、流通業などの異業種やフィンテックベンチャーによる新規参入も相次いでおります。スマートフォンの普及により低コストで手軽に投資できる環境が整いつつある中、昨今の老後の資金不足不安に端を発した運用ニーズの高まりを背景に、若年層においても少額から投資可能な積立投資の認知度が高まり、投資家層の拡大に繋がっております。

そうした中、対面主体の当社においては、オンライン証券会社の顧客層とは異なる富裕層のお客さまを中心に、お客さま毎の最適なポートフォリオの提案や、市況に合わせた株式の銘柄提案、市況急変時におけるアドバイスを提供するなどして、顧客層の拡大、収益の拡大を図っております。また近年は、株式への依存度が高いビジネスモデルから安定収益基盤強化のビジネスモデルへの転換を推進しており、安定性重視の投資信託をお客さまのポートフォリオの中心に据えるコア・サテライト戦略を提案したり、リスク毎に当社が厳選した投資信託を推奨ファンドとしてお客さまに提供しております。また今後、資産形成層のお客さま取り込みのために、積立投資についても注力していきたいと考えております。

(4) 優先的に対処すべき課題

第五次中期経営計画の1年目である2019年度の実績は以下の通りです。

(計数目標)

項目	ストック収入による 販管費カバー率	ファンドラップ 預り資産
2019年度実績	24.3%	912億円

ストック収入による販管費カバー率：投資信託の代行手数料とファンドラップ手数料の合計を販売費・一般管理費で除した比率であり、費用を安定収益でどれだけカバー出来ているかを示すものです。

販管費カバー率については、ファンドラップの長期保有割引制度導入および投資信託の解約増加による影響で、ストック収入であるその他の受入手数料が減少したことから24.3%となりました。

ファンドラップ預り資産については、着実な積み上げが奏功し、2019年11月に1,000億円を突破しました。しかしながら新型コロナウイルスの影響による市況の悪化を受け、2020年3月末の預り資産は912億円と前年度末預り資産(889億円)と比較して23億円の増加に留まりました。

(定性目標)

指針となる経営ビジョンとして掲げる4つのビジョンについての成果等

1. お客さまからの信頼度 1の会社

(成果)

ファンドラップ預り資産が一時1,000億円を突破しました。

なお、2019年10月に最低契約金額を従来の500万円から300万円に引き下げました。

市況急変時にはお客さまへのアフターフォローを徹底しました。

お客さまに対して最適なポートフォリオの提案やタイムリーな情報提供などに取り組みました。

(課題)

営業員のスキルアップやお客さま利益の評価への組み込みにより、お客さま本位の業務運営の更なる向上を目指します。

投資信託の預り資産減少に対し、安定性重視の投資信託をお客さまのポートフォリオの中心に据えるコア・サテライト戦略を、さらに推進してまいります。

2．社員が誇りを持って働き自己実現できる会社

(成果)

お客さまに対してより良いサービスを提供するためのスキル習得のため、研修マスタープランを策定しました。

eラーニングを導入し、社員のスキルアップのための環境を整備しました。

社員のワーク・ライフ・バランスの確保や生産性向上のため、残業の事前申請を導入しました。

同一労働同一賃金へ対応しました。

健康経営に取り組み、社員の健康管理に資するウェブサービスを導入しました。

(課題)

定年延長や女性が働きやすい職種などの検討を行い、働き方の多様化に対応できるよう努めてまいります。

3．金融サービスと情報発信で地域社会の発展に貢献する会社

(成果)

各営業部店が経済講演会やセミナーを開催し、多種多様な情報発信を行いました。

社会貢献活動の一環である未来サポート制度で、子ども食堂の運営支援をはじめとした子どもたちの未来につながる活動を行いました。

スポーツ・文化・地域の発展を支援するため、各種スポンサー・協賛を実施しました。

また各支店で地域貢献活動を行いました。(主な事例：いきいき茨城ゆめ国体・大会2019、水戸ホーリーホック(サッカーJ2)、水戸証券チャレンジフェスティバル(ジュニアサッカー大会)、茨城口ポッツ(バスケットボールB2)、水戸室内管弦楽団等)

(課題)

SDGs活動の一環として、引き続き地域貢献活動を継続します。

4．ビジネス構造の変革に挑戦し続ける会社

(成果)

ファンドラップの長期保有割引制度導入や同システムの刷新により、お客さまの運用成績改善とコスト削減に寄与しました。

営業サポート役を設置し、営業員の時間創出や若年社員の育成などに寄与しました。

所沢支店と鶴ヶ島営業所を統合し、川越支店新設を決定しました。

(課題)

営業サポート業務の拡大やタブレット端末の機能向上を進め、営業活動の効率化やお客さま対応の利便性向上を目指します。

(その他の課題)

当事業年度は安定的な収益基盤構築を最重要課題と定め、お客さま本位の営業姿勢の徹底を趣旨とした「行動スタイルの変革」に取り組んでまいりました。当社の主力商品であるファンドラップについては、コア・サテライト戦略のコア資産と位置づけたことで、2019年11月には預り資産が1,000億円を突破しました。また市況を考慮した上で仕組債を取扱うことで、新規資金獲得においても成果を上げることができました。

一方、投資信託の残高積み上げについては、基準価額の上昇による利益確定の解約が増加し、実績は純減となりました。今後も引続き残高積み上げに重きを置くと同時に、長期運用に耐え得るポートフォリオの提案を行い、お客さまの資産形成に寄与してまいります。

また、証券会社が将来に向かって成長していくには、新規口座の獲得やお客さまの年齢層の若返りが重要な課題です。積立投信の利便性を向上させ、新たなお客さまの獲得を目指してまいります。

なお、2020年度も引き続き「お客さま本位の業務運営を実現するための方針」に則り、お客さまの最善の利益を追求するため、お客さまニーズに沿ったポートフォリオ等の提案、分かり易い手数料や投資情報の提供、営業員のマーケット対応力強化などに取り組んでまいります。

純減：投資信託の買付金額から解約額を差し引いた金額がマイナス

(5) 新型コロナウイルス感染症の経営方針・経営戦略等に与える影響について

新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言下において、当社は、営業店舗における接客業務を休止するとともに、隔日勤務を実施し、感染防止に努めながら、営業員は会社から貸与された携帯電話やタブレット端末を使用して在宅時においても営業活動を継続し、お客さまへのサービスの提供に努めました。また、本社社員についても隔日勤務や同一業務を行う人員を別々のフロアに分散して配置するなどして、感染防止に努めながら、重要業務が滞らないよう業務を継続いたしました。

当社は証券業であり、製造業のようにサプライチェーンに属していないことから、取引先の操業停止による影響を受けにくいことや、金融システム機能維持のために、事業継続が求められる業種であることから、感染防止を目的とした外出自粛要請に伴う各種需要の減少による事業活動への悪影響を直接的には受けておりません。そのため、事業活動への悪影響は想定されるものの、現段階においては、営業収益が著しく減少する状況とはなっていないことから、現在取り組んでいる第五次中期経営計画の内容は変更しておりません。

2 【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のようなものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、有価証券報告書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 収益変動リスク

当社の主要な収益源である受入手数料及びトレーディング損益は、株式市況や為替市況の変動に大きく影響を受けます。このため、企業業績や国内外の政治・経済情勢の悪化等により市場が低迷した場合、当社の業績は大幅に変動する可能性があります。

なお、当リスクが顕在化する可能性は高いと考えております。対応策としては、お客さまへポートフォリオを考慮した商品提案を行うことで、保有商品の値下がりや軽減することや、ファンドラップ報酬や投資信託の信託報酬の増大による安定収益基盤の拡大を図っております。

(2) 事務リスク

当社では、社内規程やマニュアルに則り正確な事務処理を行うよう体制を整備しておりますが、役職員の故意、過失又は事故などにより正確な事務処理が執行されなかった場合、経済的損失の発生や社会的信用が失墜する可能性があります。特に誤発注に関しては、未然防止のため管理者及びシステムによるチェック体制を整備しておりますが、万一誤ったデータが取引所に送信された場合、損失を被る可能性があります。

なお、当リスクが顕在化する可能性は、小規模のものを含めると高いと考えております。対応策としては、社内に「事務ミス検討会」を設置し、事務ミスの情報収集や、改善策の取りまとめを行っております。これらの内容については、コンプライアンス部、事務企画部、業務指導部が連携し、社内への周知徹底を図っております。

(3) 市場リスク

当社は、自己の計算において国内外の有価証券を保有しております。政治・経済情勢等の急変等により相場の急激な変動があった場合、損失を被る可能性があります。

なお、当リスクが顕在化する可能性は高いと考えております。対応策として、市況の変動や財務の健全性を勘案して、リスク限度枠や損失限度額を設定し管理している他、トレーディング商品として保有する有価証券は、最小限に留めております。

(4) 資産価値の下落に係るリスク

当社は、事業運営のため土地建物等の有形固定資産、コンピュータソフトウェア等の無形固定資産、有価証券等の資産を保有しております。これらについて時価の下落、収益性の低下、陳腐化などが生じた場合、損失が発生する可能性があります。

なお、当リスクが顕在化する可能性は比較的低いと考えております。

(5) 流動性リスク

当社の事業運営資金は、主に自己資金と金融機関からの借入によっておりますが、当社の財政状態について信用不安等が広がった場合、資金調達コストが著しく上昇し、あるいは資金調達が困難になり事業運営が制約される可能性があります。

なお、当リスクが顕在化する可能性は低いと考えております。当社は金融機関として、資金決済が滞ることのないよう非常時に備えた資金を保有するよう努めているほか、資金流動性のストレステストの実施、「資金流動性危機対応マニュアル」を整備しております。

(6) 取引先リスク

当社の保有する金銭債権や預金などの資産は、相手先が資金繰りの悪化などにより債務不履行に陥った場合、回収不能となり損失が発生する可能性があります。

なお、当リスクが顕在化する可能性は低いと考えております。お客さまからの買付け注文に係る金銭債権については、対応する有価証券が保護預りされており、また信用取引に係る金銭債権については、一定の担保を確保しております。また、預金については、当座預金、利息のつかない普通預金など決済用預金としており、預金保険機構によって保護されております。

(7) システムリスク

当社の業務上使用するコンピュータシステムに、品質不良、回線トラブル、外部からの不正アクセス、災害などにより障害が発生した場合、障害の規模・状況によっては取引の縮小や中断を余儀なくされる可能性があります。

なお、当リスクが顕在化する可能性は、中程度と考えております。システム障害が発生した場合、緊急時の業務執行体制を整備しているほか、大規模災害等により基幹システムに障害が発生した場合、システム会社によってDRサイト（遠隔地のバックアップシステム）が用意されております。

(8) 情報セキュリティに係るリスク

当社は、お客さま情報の管理について万全を期しておりますが、不正な手段や過失等により、万一情報が外部に漏洩した場合、賠償金の発生や社会的信用が失墜する可能性があります。

なお、当リスクが顕在化する可能性は、小規模のものを含めると中程度と考えております。お客さま情報に関しては、各部支店で毎月末を個人情報点検日とし、個人情報管理台帳にて管理を行っております。また、コンプライアンス部宛に点検結果を報告する体制としております。情報セキュリティならびにサイバーセキュリティに係るインシデントが発生した場合に関しては、組織内CSIRTを整備しているほか、SOCサービスにて24時間365日体制で監視を実施しております。

(9) 法令・諸規則等に係るリスク

当社は、金融商品取引業者として多くの法令・諸規則のもとに業務を遂行しておりますが、規制が強化又は緩和された場合、既存業務に対する制約や競争の激化により、収益が低下する可能性があります。また、「金融商品取引法」に基づき、自己資本規制比率を算出しておりますが、数値が定められた水準を下回った場合、業務停止等を命じられる可能性があります。

なお、当リスクが顕在化する可能性は、低いと考えております。また自己資本規制比率については、現状高い水準を維持しております。

(10) 法務リスク

当社は、金融商品取引法、その他法令・諸規則等を遵守し業務を遂行しておりますが、役職員の故意又は過失により法令違反が発生した場合、行政処分等を受け社会的信用が失墜し、取引の減少を招く可能性があります。また、お客さまや取引先等との間で紛争が生じた場合、提訴される可能性があります。

なお、当リスクが顕在化する可能性は比較的低いと考えております。法令の遵守に関しては、「コンプライアンス部」や「監査部」を設置し、監視や予防に努めているほか、コンプライアンスに係る研修を毎月実施しております。

現在、当社の業績に大きな影響を与える訴訟はありません。

(11) 災害等に関するリスク

当社は、大規模災害等の発生により当社営業基盤の地域に重大な影響が及んだ場合、事業運営が制約される可能性があります。

なお、当リスクが顕在化する可能性は低いと考えております。万一大規模災害等が発生した場合、緊急時の業務継続体制を整備しているほか、プランに基づく定期的な訓練を実施しております。

(12) 新型コロナウイルス感染症に関するリスク

2020年4月に発出された緊急事態宣言下において、当社は新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、ローテーション勤務・在宅勤務等を実施し、可能な限り少人数で業務を遂行してまいりました。また、全店舗の店頭業務を休止する一方、ローテーション勤務者や在宅勤務者によるお客さまサービスは継続してまいりました。

そのため、再度緊急事態宣言が発出され、これが長期化した場合、面談数の減少等により経営成績に影響が出る可能性があります。

なお、当リスクが顕在化する可能性は中程度と考えております。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当事業年度における当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の概要は次のとおりであります。

経営成績の状況

当事業年度のがわが国経済は、米中貿易摩擦などによる世界経済の成長鈍化懸念に加え2019年秋の消費税増税の影響もあり停滞しました。2月以降は世界的な新型コロナウイルス感染拡大がわが国にも及び、急激な落ち込みが懸念される状況となりました。実質国内総生産（GDP）は年率換算で、4 - 6月期は1.3%上昇、7 - 9月期は1.8%上昇しましたが、10 - 12月期には7.1%下落へ転じました。2020年になってからの経済統計は、法人企業景気予測調査の景況判断が4 - 6月見通しまで悪化し、景気ウォッチャー調査の現状判断・先行き判断ともに2月は1月から大幅な悪化となりました。

世界経済については、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、国際通貨基金（IMF）は2020年の世界経済がマイナス成長に陥るとの見通しを示しました。また米国議会予算局は4 - 6月期の米GDPが年率換算で28%以上下落するとの見通しを示しました。米国や欧州などで景気の落ち込みに対して、3月以降金融緩和策が相次いで打ち出されましたが、今回の問題は金融面に起因するものではないため、緩和策は効果を発揮しにくいとの見方も強まりました。

当事業年度の国内株式市場は、2019年秋まで世界経済や米中貿易摩擦問題の先行きに関して楽観論と悲観論が交互に浮上し、方向感の乏しい展開を余儀なくされました。しかし2019年10月の米中閣僚級貿易協議で両国が部分合意したことで、マーケットのムードは好転し、主要国の継続的な利下げも手伝って投資家心理はリスクオンへ傾き、2020年1月まで堅調に推移しました。しかし、その後は、2020年の中国・春節休暇を前に新型コロナウイルスによる肺炎問題が発生し、中国国内での封じ込めはできず感染者が世界中に広がり、各国で外出自粛要請や外出禁止令、商業施設の休業、航空便の欠航・運休などが拡大しました。こうした状況を受けて、世界経済は大きく落ち込む可能性が高まり、2月から世界的に株価は下落に転じました。最終的に、当事業年度末の日経平均株価は2019年3月末と比べ10.8%下落し、18,917円01銭で取引を終えました。

このような状況の中、当事業年度の業績は、営業収益が119億46百万円（前期比 103.6%）と増加し、営業収益より金融費用69百万円（同 102.8%）を控除した純営業収益は、118億76百万円（同 103.6%）と増加しました。また、販売費・一般管理費は118億69百万円（同 98.3%）となり、その結果、営業利益は7百万円（前事業年度実績 営業損失 6億8百万円）、経常利益は4億41百万円（同 経常損失 1億42百万円）となりました。特別利益が6億94百万円（同 4億25百万円）、特別損失が1億80百万円（同 17百万円）、税金費用が1億64百万円（前期比 204.9%）となったことから、当期純利益は7億91百万円（同 428.2%）と増加しました。

主な概要は以下のとおりであります。

イ 受入手数料

当事業年度の「受入手数料」の合計は、94億89百万円（前期比 105.7%）となりました。

a 委託手数料

「委託手数料」は、43億30百万円（同 119.9%）となりました。これは、主に株券委託売買金額が7,487億円（同 102.8%）と増加したことにより、株式の委託手数料が42億57百万円（同 119.8%）となったことによるものです。なお、受益証券の委託手数料は73百万円（同 129.5%）となりました。

b 引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料

「引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料」は、57百万円(同 23.2%)となりました。

c 募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料、その他の受入手数料

主に投資信託の販売手数料で構成される「募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料」は、21億86百万円(同 112.5%)となりました。これは、米国株式や世界の資産へ分散投資する投資信託の販売が好調だったことによるものです。また、「その他の受入手数料」は、ファンドラップ手数料や投資信託の代行手数料の減少等により29億15百万円(同 91.9%)となりました。

ロ トレーディング損益

当事業年度の「トレーディング損益」は、株券等が自己取引の売買高の減少により14億46百万円(前期比 98.7%)、債券・為替等は7億84百万円(同 93.1%)となり、合計で22億31百万円(同 96.6%)となりました。

ハ 金融収支

当事業年度の「金融収益」は、信用取引収益の減少等により1億87百万円(前期比 88.3%)、「金融費用」は信用取引費用の増加等により69百万円(同 102.8%)で差引収支は1億18百万円(同 81.5%)の利益となりました。

ニ 販売費・一般管理費

当事業年度の「販売費・一般管理費」は、「減価償却費」が増加する一方、「取引関係費」や「事務費」などが減少したことから、118億69百万円(前期比 98.3%)となりました。

ホ 特別損益

当事業年度の「特別利益」は、「投資有価証券売却益」が6億94百万円(前事業年度実績4億25百万円)となりました。また、「特別損失」は、「投資有価証券評価損」1億38百万円(同 10百万円)、「減損損失」39百万円(同 6百万円)、「投資有価証券売却損」1百万円(同 -百万円)、「金融商品取引責任準備金繰入れ」0百万円(同 -百万円)となり、差引5億14百万円の利益(同 4億8百万円の利益)となりました。

財政状態の状況

イ 流動資産

当事業年度の「流動資産」は、前事業年度に比べ11億50百万円減少し、463億45百万円となりました。これは、「募集等払込金」が15億31百万円、「短期差入保証金」が4億65百万円増加する一方、「信用取引資産」が20億48百万円、「未収還付法人税等」が5億73百万円、「現金・預金」が4億34百万円減少したことなどによるものです。

ロ 固定資産

当事業年度の「固定資産」は、前事業年度に比べ12億53百万円減少し、145億95百万円となりました。これは、「投資有価証券」が12億84百万円減少したことなどによるものです。

ハ 流動負債

当事業年度の「流動負債」は、前事業年度に比べ83百万円減少し、198億14百万円となりました。これは、「預り金」が15億47百万円、「未払金」が4億95百万円、「賞与引当金」が2億21百万円、「未払法人税等」が1億61百万円、「受入保証金」が1億48百万円増加する一方、「有価証券担保借入金」が21億38百万円、「信用取引負債」が4億4百万円、「従業員株式給付引当金」が1億98百万円減少したことなどによるものです。

二 固定負債及び特別法上の準備金

当事業年度の「固定負債」及び「特別法上の準備金」は、前事業年度に比べ7億85百万円減少し、45億90百万円となりました。これは、「従業員株式給付引当金」が37百万円増加する一方、「繰延税金負債」が3億98百万円、「長期未払金」が3億43百万円、「退職給付引当金」が67百万円、「資産除去債務」が17百万円減少したことなどによるものです。

ホ 純資産

当事業年度の「純資産」は、前事業年度に比べ15億34百万円減少し、365億35百万円となりました。これは、「当期純利益」で7億91百万円、「自己株式の処分」で1億44百万円増加する一方、「自己株式の取得」で12億42百万円、「その他有価証券評価差額金」で8億20百万円、「剰余金の配当」で4億8百万円減少したことによるものです。

キャッシュ・フローの状況

当事業年度における「現金及び現金同等物の期末残高」は、前事業年度に比べ4億34百万円減少し、234億34百万円となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度における「営業活動によるキャッシュ・フロー」は11億7百万円の増加となりました。これは「有価証券担保借入金を増減額」で21億38百万円、「募集等払込金の増減額」で15億31百万円、「投資有価証券売却及び評価損益」で5億54百万円、「受取利息及び受取配当金」で4億90百万円、「短期差入保証金の増減額」で4億38百万円、「従業員株式給付引当金の増減額」で1億60百万円減少する一方、「預り金及び受入保証金の増減額」で16億95百万円、「信用取引資産及び信用取引負債の増減額」で16億44百万円、「税引前当期純利益」で9億56百万円、「法人税等の還付額」で5億73百万円、「利息及び配当金の受取額」で5億1百万円、「減価償却費」で4億15百万円、「賞与引当金の増減額」で2億21百万円増加したことなどが要因であります。なおこれは、前事業年度の「営業活動によるキャッシュ・フロー」45億56百万円の増加と比較すると34億48百万円の減少となっております。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度における「投資活動によるキャッシュ・フロー」は1億26百万円の増加となりました。これは、「有形固定資産の取得による支出」で3億17百万円、「無形固定資産の取得による支出」で2億15百万円、「投資有価証券の取得による支出」で2億円減少する一方、「投資有価証券の売却による収入」で8億50百万円、「有形固定資産の売却による収入」で27百万円増加したことなどが要因であります。なおこれは、前事業年度の「投資活動によるキャッシュ・フロー」1億57百万円の増加と比較すると30百万円の減少となっております。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度における「財務活動によるキャッシュ・フロー」は16億57百万円の減少となりました。これは、「自己株式の取得による支出」で12億42百万円、「配当金の支払額」で4億9百万円減少したことなどが要因であります。なおこれは、前事業年度の「財務活動によるキャッシュ・フロー」12億57百万円の減少と比較すると4億円の減少となっております。

生産、受注及び販売の状況

当社は金融商品取引業を営んでいるため、「生産、受注及び販売の状況」については、「(1)経営成績等の状況の概要 ～ 」に含めて記載しております。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において判断したものであります。

当事業年度の経営成績の分析

当事業年度は第五次中期経営計画の初年度にあたり、第2事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等(1)「目標とする経営指標」及び(2)「中長期的な会社の経営戦略」に記載のとおり、数値目標の達成及び施策に取り組んでまいりました。

数値目標に対する当事業年度の実績は以下の通りです。

- イ 販管費カバー率については、ファンドラップの長期保有割引制度導入および投資信託の解約増加による影響で、ストック収入であるその他の受入手数料が減少したことから24.3%となりました。
- ロ ファンドラップ預り資産については、着実な積み上げが奏功し、2019年11月に1,000億円を突破しました。しかしながら新型コロナウイルスの影響による市況の悪化を受け、2020年3月末の預り資産は912億円と前年度末預り資産(889億円)と比較して23億円の増加に留まりました。

当社の主力商品であるファンドラップについては、コア・サテライト戦略のコア資産と位置づけたことで、2019年11月には預り資産が1,000億円を突破しました。また市況を考慮した上で仕組債を取扱うことで、新規資金獲得においても成果を上げることができました。

一方、投資信託預り残高については、基準価額の上昇による利益確定の解約の増加や、マーケット下落による残高の減少が課題となりました。

2020年度も引き続き「お客さま本位の業務運営を実現するための方針」に則り、お客さまの最善の利益を追求するため、お客さまニーズに沿ったポートフォリオ等の提案、分かり易い手数料や投資情報の提供、営業員のマーケット対応力強化などに取り組んでまいります。

経営成績に重要な影響を与える要因の分析

当社は対面及びインターネットの二つのチャネルを展開しており、対面ではフロー収益として、株式委託手数料、投資信託の販売手数料、外国株式・外国債券等のトレーディング収益、またストック収益として、投資信託の代行手数料、ファンドラップ報酬を主な収益源としております。株式委託手数料及び外国株式のトレーディング収益は、日本及び米国の株式市況に大きく影響を受けます。また、外国株式は為替の影響も受け、円安になると円ベースの価格が上昇いたします。投資信託は運用する資産や手法により様々な要因で基準価格が上下しますが、基準価格が上昇すると販売が伸びる傾向があるとともに、預り残高が増加することで代行手数料も増加いたします。また、ファンドラップは9種類の投資信託を組み合わせ、国際分散投資をしていることから、運用成績や為替の動向で、残高に対する報酬が増減いたしますが、販売は運用成績にあまり影響を受けず、残高は順調に伸びております。なお、インターネット取引については、開設口座数が少数であるため、収益全体に占める割合は少額であります。

費用面では、販売費・一般管理費は固定的な費用が大部分を占めておりますが、「人件費」に含まれる賞与は経営成績によって増減いたします。

キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

当事業年度末の現金・預金残高は234億34百万円となっており、日常の運転資金としては十分な額を有しております。また、当社は日本銀行に当座預金を開設する金融機関として、万一の場合でも資金決済が滞ることのないよう、非常時に備えた資金を有しておくことが必要であると考えております。さらに、非常時に備え「資金流動性危機対応マニュアル」を策定している他、定期的に資金流動性のストレスチェックテストを実施し、経営会議に報告しております。

現在、信用取引借入金及び有価証券貸借取引受入金を除く借入金は27億50百万円あり、自己資金で返済することは可能ですが、安定的な資金調達を図るため銀行等との関係を重視し、借入を継続しております。また、現在借入実績のない銀行等に対しても借入枠を確保するよう努めております。

当社の現金・預金残高の主な変動要因は信用取引貸付金であります。市況が良い時には信用取引が増加するため、貸付金増加に対応するための資金を確保しておく必要があります。また、お客さまの利便性向上や業務の効率化等のためのシステム投資を行っており、こうした成長投資を継続して実施するための資金を必要としております。株主還元実施後も結果として内部留保が増加する場合においては、信用取引貸付金の原資や成長投資のための資金として有効に活用いたします。

重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成しております。この財務諸表を作成するにあたって、資産、負債、収益及び費用の報告額に影響を及ぼす見積り及び仮定を用いておりますが、これらの見積り及び仮定に基づく数値は実際の結果と異なる可能性があります。

財務諸表の作成にあたって用いた会計上の見積り及び仮定のうち、重要なものは以下のとおりであります。

イ 繰延税金資産の回収可能性

当社の業績は株式市況等の動向により大きく変動する可能性があり、中期的に課税所得を見積もることは困難であるため、合理的な見積り可能期間の課税所得を見積り、これに基づいて繰延税金資産を計上しております。

将来の課税所得の見積りは、取締役会により承認された将来の経営計画を基礎としており、将来の株式市況の予測に基づく株式委託手数料の収入計画やファンドラップ残高・投資信託残高の純増額の見込み等の経営者による重要な判断が介在します。そのため、将来の株式市況等の変動により当該見積りの見直しが必要となった場合、翌事業年度以降の繰延税金資産及び法人税等調整額の金額に重要な影響を与える可能性があります。

ロ 減損会計における将来キャッシュ・フロー

減損損失を認識するかどうかの判定及び使用価値の算定において用いられる将来キャッシュ・フローの見積りは、取締役会により承認された将来の経営計画を基礎としており、将来の株式市況の予測に基づく株式委託手数料の収入計画やファンドラップ残高・投資信託残高の純増額の見込み等の経営者による重要な判断が介在します。そのため、将来の株式市況等の変動により当該見積りの見直しが必要となった場合、翌事業年度以降の財務諸表において追加の減損損失（特別損失）が発生する可能性があります。

4 【経営上の重要な契約等】

当事業年度において、新たに締結した経営上の重要な契約等はありません。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

記載すべき事項はありません。

2 【主要な設備の状況】

2020年3月31日現在における各事業所等の設備及び従業員の配置状況は次のとおりであります。

店名等	所在地	設備の内容	建物 及び 構築物	器具備品 及び リース資産	土地		ソフト ウェア	従業員数 (人)
			簿価 (百万円)	簿価 (百万円)	簿価 (百万円)	面積 (㎡)	簿価 (百万円)	
本店	東京都中央区	本社機能 営業店舗	107	200			231	227
カスタマーセ ンター	茨城県水戸市	ネット 取引	0	14				14
水戸支店	茨城県水戸市	営業店舗	1,163	42	785	1,118		57
日立支店	茨城県日立市	営業店舗	284	9	16	234		24
土浦支店	茨城県土浦市	営業店舗	21	9	32	114		24
つくば支店	茨城県つくば市	営業店舗	0	8				19
取手支店	茨城県取手市	営業店舗	4	8				18
石岡支店	茨城県石岡市	営業店舗	31	10	317	969		24
下館支店	茨城県筑西市	営業店舗	9	6				17
かしま支店	茨城県鹿嶋市	営業店舗	5	10				14
守谷支店	茨城県守谷市	営業店舗	0	10				15
小山支店	栃木県小山市	営業店舗	10	9				22
足利支店	栃木県足利市	営業店舗	7	6				18
高崎支店	群馬県高崎市	営業店舗	11	7				15
川口支店	埼玉県川口市	営業店舗	3	5				10
所沢支店	埼玉県所沢市	営業店舗	1	6				11
草加支店	埼玉県草加市	営業店舗	7	8				18
熊谷支店	埼玉県熊谷市	営業店舗	5	7				17
東松山支店	埼玉県東松山市	営業店舗	34	11				32
鶴ヶ島営業所	埼玉県鶴ヶ島市	営業店舗	0	0				8
千葉支店	千葉県千葉市 中央区	営業店舗	0	1				8
柏支店	千葉県柏市	営業店舗	0	6				17
館山支店	千葉県館山市	営業店舗	91	9	37	489		19
佐原支店	千葉県香取市	営業店舗	3	7				12
秦野支店	神奈川県秦野市	営業店舗	15	9				18
横浜支店	神奈川県横浜市 神奈川区	営業店舗	1	7				16
いわき支店	福島県いわき市	営業店舗	50	11	100	267		26

店名等	所在地	設備の内容	建物 及び 構築物	器具備品 及び リース資産	土地		ソフト ウェア	従業員数 (人)
			簿価 (百万円)	簿価 (百万円)	簿価 (百万円)	面積 (㎡)	簿価 (百万円)	
土地	茨城県水戸市	土地			1	991		
土地	茨城県稲敷市	土地			22	30,926		
その他		その他		30				
合計			1,874	477	1,313	35,110	231	720

(注1) 2020年5月7日付で所沢支店と鶴ヶ島営業所を統合し川越支店(所在地：埼玉県川越市)を開設しております。

(注2) 主要な設備のうち、賃借している設備として、以下のものがあります。

店名	所在地	設備の内容	従業員数(人)	年間賃借料 (百万円)
本店	東京都中央区	本社機能 営業店舗	227	340

3 【設備の新設、除却等の計画】

記載すべき事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	194,600,000
計	194,600,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2020年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (2020年6月25日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	70,689,033	70,689,033	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数は100株でありま す。
計	70,689,033	70,689,033		

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2018年2月20日	5,000,000	70,689,033		12,272		4,294

(注) 自己株式の消却による減少であります。

(5) 【所有者別状況】

2020年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)		32	34	95	61	10	9,269	9,501	
所有株式数(単元)		161,572	38,150	119,686	46,152	48	340,857	706,465	42,533
所有株式数の割合(%)		22.87	5.40	16.94	6.53	0.01	48.25	100.00	

(注) 自己株式6,405,097株は「個人その他」に55,675単元、「金融機関」に8,375単元及び「単元未満株式の状況」に97株を含めて記載しております。なお、「金融機関」には、「役員株式給付信託(BBT)」及び「従業員株式給付信託(J-ESOP)」の信託財産として資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が所有する株式8,375単元が含まれております。なお、当該株式については、財務諸表において自己株式として表示しております。

(6) 【大株主の状況】

2020年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(千株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社野村総合研究所	東京都千代田区大手町1 9 2	5,560	8.54
小林協栄株式会社	東京都中央区日本橋茅場町2 17 6 410	3,276	5.03
株式会社常陽銀行	茨城県水戸市南町2 5 5	2,774	4.26
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2 11 3	2,695	4.14
東洋証券株式会社	東京都中央区八丁堀4 7 1	2,600	3.99
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町1 5 5	2,000	3.07
GOLDMAN, SACHS&CO. REG (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社)	200 WEST STREET NEW YORK, NY, USA (東京都港区六本木6-10-1)	1,286	1.98
第一生命保険株式会社	東京都千代田区有楽町1 13 1	1,200	1.84
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	東京都中央区晴海1 8 11	1,168	1.80
株式会社武蔵野銀行	埼玉県さいたま市大宮区桜木町1 10 8	1,167	1.79
計		23,727	36.44

(注) 上記のほか当社所有の自己株式5,567千株(7.88%)があります。なお、この自己株式については、「役員株式給付信託(BBT)」及び「従業員株式給付信託(J-ESOP)」の信託財産として資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が所有する当社株式837,500株は含まれておりません。

(7) 【議決権の状況】
【発行済株式】

2020年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 5,567,500		
完全議決権株式(その他)	普通株式 65,079,000	650,790	
単元未満株式	普通株式 42,533		
発行済株式総数	70,689,033		
総株主の議決権		650,790	

(注1) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式97株が含まれております。

(注2) 「完全議決権株式(その他)」には、「役員株式給付信託(BBT)」及び「従業員株式給付信託(J-ESOP)」の信託財産として資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が所有する株式数837,500株、議決権8,375個が含まれております。

【自己株式等】

2020年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) 水戸証券株式会社	東京都中央区日本橋 2 3 10	5,567,500		5,567,500	7.88
計		5,567,500		5,567,500	7.88

(注) 「役員株式給付信託(BBT)」及び「従業員株式給付信託(J-ESOP)」の信託財産として資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が所有する株式837,500株は含まれておりません。

(8)【役員・従業員株式所有制度の内容】

役員株式給付信託(BBT)

イ．役員株式所有制度の概要

当社は、2016年6月24日開催の第71回定時株主総会の承認を受けて、取締役(社外取締役を除く、以下同じ。)に対する業績連動型株式報酬制度「株式給付信託」(以下、「本制度」という。)を導入しております。

取締役の報酬と株式価値との連動性をより明確にし、中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的としたものであります。

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託を通じて取得され、取締役に対して取締役会が定める役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭(以下、「当社株式等」という。)が信託を通じて給付される業績連動型の株式報酬制度であり、取締役が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役の退任時であります。

ロ．役員に取得させる予定の株式の総数

331,500株

ハ．当該役員株式所有制度による受益権その他の権利を受けることができる者の範囲

役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした取締役

従業員株式給付信託(J-ESOP)

イ．従業員株式所有制度の概要

当社は、2017年2月17日開催の取締役会において、従業員に対して自社の株式を給付するインセンティブプラン「株式給付信託」(以下、「本制度」という。)を導入することにつき決議いたしました。

本制度は、予め当社が定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした当社の従業員に対し当社株式を給付する仕組みであります。

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託を通じて取得され、従業員に対し個人の貢献度等に応じてポイントを付与し、一定の条件により受給権の取得をしたときに当該付与ポイントに相当する当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭が信託を通じて給付される株式報酬制度であります。

本制度の導入により、当社従業員の株価及び業績向上への関心が高まり、これまで以上に意欲的に業務に取り組むことに寄与することが期待されます。

ロ．従業員に取得させる予定の株式の総数

506,000株

ハ．当該従業員株式所有制度による受益権その他の権利を受けることができる者の範囲

株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした従業員

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号及び会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(2019年4月26日)での決議状況 (取得期間2019年5月7日~2020年2月28日)	5,000,000	1,400,000,000
当事業年度前における取得自己株式		
当事業年度における取得自己株式	5,000,000	1,114,700,800
残存決議株式の総数及び価額の総額		
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)		20.4
当期間における取得自己株式		
提出日現在の未行使割合(%)		20.4

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	53	11,551
当期間における取得自己株式		

(注) 当期間における取得自己株式には、2020年6月1日から有価証券報告書提出日までに取得したものは含めておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式				
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式				
その他(単元未満株式の買増請求による売渡)				
保有自己株式数	5,567,597		5,567,597	

(注1) 当期間における保有自己株式数には、2020年6月1日から有価証券報告書提出日までに取得及び売却したものは含めておりません。

(注2) 「役員株式給付信託(BBT)」及び「従業員株式給付信託(J-ESOP)」の信託財産として資産管理サービス信託銀行株式会社が所有する当社株式については、取得自己株式に含めておりません。

3 【配当政策】

当社の株主還元は、株主の皆様へベストを尽くすという経営理念に基づき、配当については配当性向50%程度を基本に、継続性や純資産の状況その他の経営判断を考慮し、実施することを基本方針としております。また、株主の皆様への配当機会の充実を図るため、会社法第454条第5項の規定に基づき、取締役会の決議により毎年9月30日を基準日とし、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

自己株式の取得については、市場や業績等を総合的に勘案したうえで、機動的に実施することを基本方針としております。

当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本としております。配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

当事業年度の年間配当金につきましては、内部留保資金の状況を考慮し、株主の皆様のご期待に応えるべく、1株当たり8.0円(中間配当金4.0円、期末配当金4.0円)とさせていただきます。

内部留保資金の使途につきましては、信用取引貸付金の原資や今後の事業展開への備えとしていくこととしております。

(注) 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下の通りであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
2019年10月29日 取締役会決議 (注1)	268	4.0
2020年6月24日 定時株主総会決議 (注2)	260	4.0

(注1) 配当金の総額には、「役員株式給付信託(BBT)」及び「従業員株式給付信託(J-ESOP)」の信託財産として資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が所有する当社株式446,700株に対する配当金1百万円が含まれております。

(注2) 配当金の総額には、「役員株式給付信託(BBT)」及び「従業員株式給付信託(J-ESOP)」の信託財産として資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が所有する当社株式837,500株に対する配当金3百万円が含まれております。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、企業規模や業種に適合した最良のコーポレート・ガバナンスを追求し、その充実に継続的に取り組みます。

当社は、「水戸証券は、顧客・株主・社員にBESTをつくす企業でありたい」を経営理念としており、長期的な企業価値の向上によって、これら主要なステークホルダーに報いるため、次の基本的な考え方に沿ってコーポレート・ガバナンスの充実を図ってまいります。

- イ．株主の権利を尊重し、平等性を確保する。
- ロ．株主を含むステークホルダーの利益を考慮するとともに、適切に協働する。
- ハ．会社情報を適切に開示し、透明性を確保する。
- ニ．独立社外取締役が主要な役割を担う仕組みを構築し、取締役会による業務執行の監督機能を強化する。
- ホ．中長期的な株主の利益と合致する投資方針を有する株主との間で建設的な対話を行う。
- ヘ．適切な内部統制システムを構築する。
- ト．強固なリスク管理体制を構築する。
- チ．コンプライアンス意識の維持・向上を図る。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

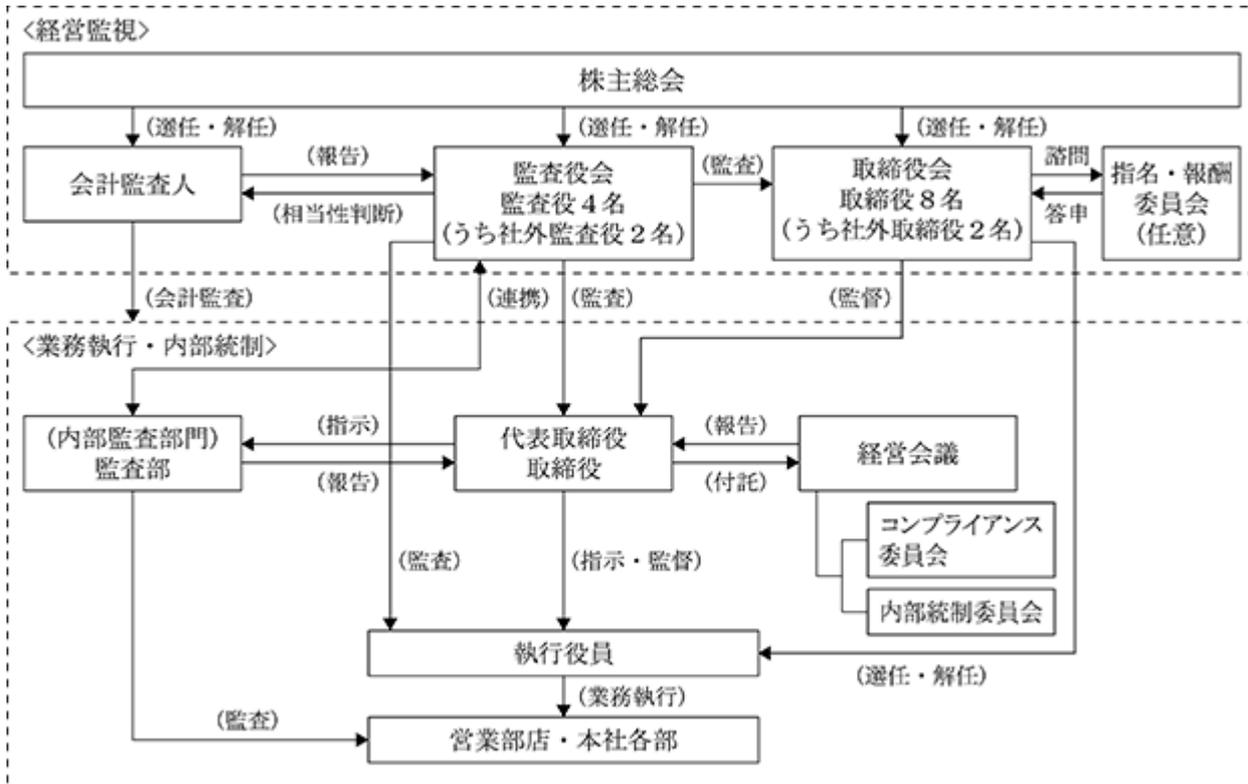
当社は監査役制度を採用しており、監査役会が取締役会を監査することで、経営の透明性・ガバナンス機能の強化を図っております。

また、社外取締役(2名)及び社外監査役(2名)を選任しており、社外取締役は意思決定の妥当性や経営の効率化、経営全般にわたる監督機能を発揮し、社外監査役は高い専門性と独立性を活かしたチェック機能を発揮しております。

また、役員の指名及び取締役の報酬に関する事項の公正性と透明性を高めることを目的に、取締役会の諮問機関として、代表取締役及び社外役員を構成メンバーとする指名・報酬委員会を任意に設置しております。

業務執行面では、執行役員制度を導入し、経営監督機能と業務執行機能を分離することで、経営の健全性と効率性を確保しております。

これらのガバナンス体制が相互に牽制することで、より強固なガバナンス機能を発揮できると考え、この体制を採用しております。当社の企業統治の体制の概要は以下のとおりであります。



企業統治の体制の概要（設置する機関の名称、目的、権限及び構成員の氏名）

設置する機関の名称	目的	権限	構成員の氏名 (社外取締役・社外監査役の旨) 印は議長又は委員長
取締役会	<ul style="list-style-type: none"> 重要な業務執行の決定 取締役の職務執行の監督 	<ul style="list-style-type: none"> 代表取締役の選定・解職 重要な財産の取得・処分 重要な使用人の選任・解任 経営計画の承認 他 	小林克徳（代表取締役社長） 魚津亨 阿部進 石井克幸 五十嵐伸 須田恭通 鈴木忠宏（社外（取）） 瀬川章（社外（取））
監査役会	<ul style="list-style-type: none"> 業務及び財産の状況の監査 取締役の職務執行の監査 	<ul style="list-style-type: none"> 監査報告書の作成 会計監査人の選任・解任等に関する総会議案の決定 会計監査人の報酬の同意 内部監査計画の承認 他 	沖村哲志 井口英樹（常勤監査役） 大野了一（社外（監）） 尾林雅夫（社外（監））
指名・報酬委員会	<ul style="list-style-type: none"> 役員の指名及び取締役の報酬に関する事項の公正性・透明性の確保 	<ul style="list-style-type: none"> 役員の選任・解任に関する取締役会への答申 取締役の報酬等に関する取締役会への答申 	小林克徳 魚津亨（代表取締役副社長） 鈴木忠宏（社外（取）） 瀬川章（社外（取）） 大野了一（社外（監）） 尾林雅夫（社外（監））
経営会議	<ul style="list-style-type: none"> 取締役会で決定した基本方針に基づく業務全般の執行の決定 	<ul style="list-style-type: none"> 取締役会付議議案の事前審議 重要度の観点から取締役会に付議されない事項の決定 	小林克徳（代表取締役社長） 魚津亨 阿部進 石井克幸 五十嵐伸 須田恭通

設置する 機関の名称	目的	権限	構成員の氏名 (社外取締役・社外監査役の旨) 印は議長又は委員長
執行役員	<ul style="list-style-type: none"> ・経営監督機能と業務執行機能の一部分離 	<ul style="list-style-type: none"> ・業務執行取締役の指揮の下、業務執行を分担 	渡辺孝之 大槻剛 薄井親一郎 鈴木信義 畑山雅彦 吉田俊彦 中山正文 鈴木義人 三宅洋明 石川真二 直江雅也 毛塚徹也 菅原昭仁
会計監査人	<ul style="list-style-type: none"> ・財務諸表の適正性の保証 ・内部統制報告書の適正性の保証 	<ul style="list-style-type: none"> ・会計監査実施 	太田健司 高尾大介
内部統制委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・内部統制システムの整備に関する基本方針に基づく、運営及び施策の実施に関する協議・決定 	<ul style="list-style-type: none"> ・内部統制の整備・運営 ・財務報告の信頼性確保のための体制整備 ・財務報告に係る内部統制の有効性評価 	魚津亨（代表取締役副社長） 内部統制を管掌する取締役の指名する者
コンプライアンス委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・取締役会等で決定されたコンプライアンス態勢の基本方針に基づく、問題の把握と改善策の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス・プログラム、お客さま本位の業務運営、個人情報管理、マネー・ローンダリング、反社会的勢力対応等に関する協議 	魚津亨（代表取締役副社長） 内部管理統括責任者の指名する者

内部統制システムの整備に関する基本方針

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、業務の適正を確保するための体制（以下、「内部統制システム」という。）の整備に関する基本方針について以下のとおり定めるとともに、内部統制システムの改善・充実に不断の努力を行うものとする。

イ.取締役、執行役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・取締役会は、法令・定款に基づき「取締役会規程」を制定し、取締役会付議・報告事項等を定め、当該規程に則り会社の業務を決定するとともに取締役の業務執行を監視・監督する。
また、当社は「社外役員の独立性判断基準」を定め、当該基準に基づき社外取締役の候補者を選出する。社外取締役においては、会社経営等の専門家としての外部視点から、業務執行の監督・助言を行うことにより、業務執行の透明性と効率性の向上に資するものとする。
- ・当社は「経営理念」、「倫理規程」、「行動規範」、「コンプライアンス方針」を制定し、法令及び社会規範の遵守に努めるとともに、内部統制委員会及びコンプライアンス委員会を設置し、内部統制とコンプライアンス体制の強化・充実に努め、その活動内容は定期的に取り締役会及び監査役に報告する。
- ・当社は、金融商品取引法その他の法令諸規則等の遵守状況を管理し、内部管理体制の強化を図るために、日本証券業協会規則に基づき、内部管理を担当する取締役を内部管理統括責任者に選任する。
また、執行役員及び使用人は社内規則に則り、職制を通じて適正な業務の遂行に努め、規則違反等があった場合は「就業規則」に基づく適正な懲戒処分を実施する。
- ・当社は、法令・諸規則上疑義のある役職員の行為等について役職員が直接情報提供を行う手段として、内部通報制度（証券ヘルプライン）を設ける。
- ・当社は、業務執行部門から独立した監査部が定期的に内部監査を実施し、その結果を被監査部門にフィードバックするとともに、代表取締役、取締役会及び監査役に適宜報告する。
- ・当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との取引は一切行わず、毅然とした態度で対応する。また、当社を通じた取引がマネー・ローンダリングやテロ資金供与等に利用されることを未然に防止する為の適切な業務運営を確保する。
- ・当社は、財務報告の信頼性を確保するため、「財務報告に係る内部統制の基本方針」を制定するとともに、金融商品取引法等に従い財務報告に係る内部統制を整備し、適正な運用に努めるとともに、それを評価するための体制を確保する。
- ・当社は、「関連当事者取引規則」を制定し、当社と取締役及び監査役が取引する場合、当該取引について取締役会が監督し、利益相反が生じることを防止する。

ロ.取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・取締役の職務の執行に係る情報については、法令・定款及び取締役会規程、経営会議規程、諸会議・委員会規則、稟議決裁要領等の社内規則に基づき、適切に保存・管理する。

八. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・「リスク管理規程」、「リスク算定基準」、「リスク算定要領」等の社内規則を定め、金融商品取引法に規定するリスクカテゴリー毎の責任部署並びに当該リスク算定を検証・統括する部署(リスク管理部)を設置し、リスク管理の状況について代表取締役、取締役会及び監査役に定期的に報告する。
- ・上記の他、オペレーショナルリスク、システムリスク、資金流動性リスク等の業務に付随するリスク管理については、各業務の主管部署がリスクの把握とその未然防止に努めるとともに、リスクを統合的に管理する部署(リスク管理部)がリスクの現状について分析し、代表取締役、取締役会及び監査役に定期的に報告する。
- ・当社は「情報セキュリティポリシー」、「サイバーセキュリティ基本方針」に基づき、所有する全ての情報資産をあらゆる脅威から適切に保護するとともに、お客さま情報については「個人情報保護規程」および「特定個人情報管理規程」を制定し、厳重に管理する。なお、万一インシデントが発生した場合は、迅速な対応を図り影響の極小化に努める。
- ・当社は、「危機管理規程」を制定し、災害等の緊急時における事業継続計画(BCP)を定め、重要な業務を中断させない、又は中断しても短時間で再開されるよう対応する。
- ・内部監査部門(監査部)は、リスク管理の状況を定期的に監査し、その結果を代表取締役、取締役会及び監査役に報告する。

二. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・意思決定・業務執行監督機関である取締役会のもとに経営会議及び内部統制委員会・コンプライアンス委員会等の会議体組織を設置し、具体的な業務執行及び内部統制・コンプライアンスに関する決定や取締役会審議事項の先議を行うなど職務執行の効率化を図る。
- ・執行役員制度を導入し、執行役員の業務執行に係る責任と権限を明確にしたうえで、取締役は業務執行の指揮・監督を行う。
- ・定款及び社内諸規則に基づく意思決定及び「業務分掌・職務権限規程」の定めに基づき、適正かつ効率的に職務の執行を行う。
- ・年度計画及び中期計画に基づき、毎期の業務部門毎の予算を設定するとともに、管理会計システムによる月次・半期毎の実績集計とその結果報告を基にしたレビューによる改善・修正をもって業務の効率性を確保する。
- ・当社は、毎事業年度終了後に、取締役会の実効性について分析・評価を行い、その結果の概要を開示する。

ホ. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

- ・監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、代表取締役社長は監査役との協議を行い、必要な使用人を配置する。
- ・当該使用人の独立性を確保するために、当該使用人に対する指揮命令権は、監査役に帰属するものとし、当該使用人の異動・評価・懲戒処分については、監査役の同意を必要とする。
- ・監査役は、当該使用人に対し必要な調査、情報収集の権限を付与することにより監査役の指示の実効性を確保する。

へ. 監査役への報告に関する体制

- ・取締役、執行役員及び使用人は、会社の業務又は財務の状況に重大な影響を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、その事実を直ちに監査役に報告しなければならない。
- ・監査役は、必要に応じて会計監査人、取締役、執行役員及び使用人に、業務執行状況について報告を求めることとする。
- ・当社は、社内規則に基づき、監査役へ報告を行った取締役、執行役員及び使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として不利益な取り扱いを行うことを禁止する。

ト. 監査役職務の執行において生ずる費用の前払又は償還の手続その他の監査費用等の処理に係る方針に関する事項

- ・当社は、監査役の通常監査の費用は、会社の事業計画及び監査役の監査計画に応じて毎年予算を計上することとする。
- ・当社は、監査役が監査実施のために必要に応じて社外の専門家を利用したことにより生じた費用について、前払又は償還等の請求をしたときは、当該監査役職務の執行に必要なものと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

チ. その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

- ・監査役は、代表取締役と定期的に会合をもち、会社に対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換するとともに、監査方針及び監査計画並びに監査実施状況及び結果について適宜説明することとする。
- ・監査役は、会計監査人と定期的に会合を持ち、意見及び情報の交換を行うこととする。

リスク管理体制の整備の状況

- イ. 当社は、リスク管理規程等を定め、同規程等に従ってリスク管理体制を構築しております。
- ロ. 当社は、財務部、商品部が算定した自己資本規制比率をリスク管理部が検証し、取締役会に報告しております。
- ハ. 当社は、オペレーショナルリスク、システムリスク、資金流動性リスクをリスク管理部が定期的に点検し、取締役会に報告しております。
- ニ. 当社は、所有する全ての情報資産をサイバー攻撃等のあらゆる脅威から適切に保護するとともに、お客さま情報を厳重に管理しております。なお、万一インシデントが発生した場合には、迅速な対応を図り影響の極小化に努めております。
- ホ. 当社は、事業継続計画に基づき、緊急事態の発生を想定した訓練を実施しております。

取締役に関する事項

イ. 定数

当社の取締役は8名以内とする旨定款に定めております。

ロ. 選任に関する事項

当社は取締役の選任の決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものである旨定款に定めております。

ハ. 解任に関する事項

当社は取締役の解任の決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。

その他定款に定める内容

イ．株主総会決議事項を取締役会で決議することができることとした事項

a. 自己株式の取得

当社は自己株式の取得について、機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定めております。

b. 取締役会決議による中間配当

当社は株主への配当機会の充実を図るため、会社法第454条第5項の規定に基づき、取締役会の決議により毎年9月30日を基準日とし、中間配当を行うことができる旨を定めております。

ロ．株主総会の特別決議要件の変更

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、定足数の緩和により株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定めております。

企業統治に関するその他の事項

当社は、2014年6月26日開催の第69回定時株主総会で定款を変更し、社外取締役の責任限定契約に関する規定を設けております。また、社外監査役については2006年6月29日開催の第61回定時株主総会で定款を変更し、責任限定契約に関する規定を設けております。

当該定款に基づき当社が社外取締役鈴木忠宏氏及び瀬川章氏と社外監査役大野了一氏及び尾林雅夫氏と締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

(責任限定契約の内容の概要)

当社は、社外取締役鈴木忠宏氏及び瀬川章氏と社外監査役大野了一氏及び尾林雅夫氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、社外取締役については金7百万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額とし、社外監査役については金5百万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性12名 女性0名 (役員のうち女性の比率 - %)

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
代表取締役 社長	小 林 克 徳	1976年 7月12日生	2005年 4月 2015年10月 2017年 4月 2018年 6月	当社入社 当社経営企画部長 当社執行役員 当社代表取締役社長(現)	2020年 6月か ら2年	327
代表取締役 副社長 監査部、経営企画部、 財務部、コンプライア ンス部、業務指導部、 審査部管掌	魚 津 亨	1959年10月 1日生	1983年 4月 1999年 4月 2005年 4月 2007年 4月 2009年 4月 2012年 7月 2013年 4月 2013年 5月 2013年 5月 2013年 6月 2015年 4月 2018年 6月 2018年 6月	株式会社日本興業銀行入行 同行営業第五部次長 株式会社みずほコーポレート銀行 業務管理部業務推進役 同行業務管理部フィナンシャルイ ノベーション室長兼業務推進役 同行事務統括部部長 同行事務サービス推進部部長 同行執行役員 当社入社 当社常勤顧問 当社常務取締役 当社取締役副社長 当社監査部、経営企画部、財務 部、コンプライアンス部、業務指 導部、審査部管掌(現) 当社代表取締役副社長(現)	2019年 6月か ら2年	23
常務取締役 人事部、人材育成部、 投資情報部、投資顧問 部管掌	阿 部 進	1961年 2月18日生	1984年 4月 2000年 3月 2007年 7月 2008年 7月 2008年 8月 2017年 6月 2020年 6月 2020年 6月	当社入社 当社投資情報部長 当社商品企画部長 当社ラップビジネス準備室長 当社執行役員 当社取締役 当社常務取締役(現) 当社人事部、人材育成部、投資 情報部、投資顧問部管掌(現)	2019年 6月か ら2年	32
常務取締役 リスク管理部、商品企 画部、商品部、法人営 業部、地域法人部管掌	石 井 克 幸	1962年 1月23日生	1984年 4月 2005年 2月 2007年10月 2010年 3月 2010年 4月 2017年 6月 2020年 6月 2020年 6月	当社入社 当社千葉支店長 当社草加支店長 当社水戸支店長 当社執行役員 当社取締役 当社常務取締役(現) 当社リスク管理部、商品企画 部、商品部、法人営業部、地域 法人部管掌(現)	2019年 6月か ら2年	29

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
取締役 総務部、システム統括部、事務企画部、集中事務部、引受部管掌	五十嵐 伸	1962年9月28日生	1985年4月 2008年4月 2011年3月 2013年4月 2020年6月 2020年6月	当社入社 当社かしま支店長 当社いわき支店長 当社執行役員 当社取締役(現) 当社総務部、システム統括部、事務企画部、集中事務部、引受部管掌(現)	2020年6月から2年	18
取締役 営業第一・第二・第三ブロック、ウェルスマネジメント部、営業企画部、カスタマーセンター管掌	須田 恭通	1962年4月17日生	1986年4月 2005年6月 2008年8月 2012年3月 2016年4月 2020年6月 2020年6月	当社入社 当社足利支店長 当社柏支店長 当社投資情報部長 当社執行役員 当社取締役(現) 当社営業第一・第二・第三ブロック、ウェルスマネジメント部、営業企画部、カスタマーセンター管掌(現)	2020年6月から2年	10
取締役	鈴木 忠宏	1943年7月25日生	1962年4月 1990年7月 1991年6月 1991年6月 1995年9月 1995年9月 1998年6月 2000年6月 2012年6月 2014年6月	大和証券株式会社入社 同社本店営業部長 同社取締役 同社営業副本部長兼本店営業部長 同社常務取締役 同社業務管理本部長 株式会社大和証券ビジネスセンター取締役社長 リテラ・クリア証券株式会社取締役社長 同社相談役 当社社外取締役(現)	2020年6月から2年	28
取締役	瀬川 章	1955年1月22日生	1977年4月 2000年9月 2002年4月 2005年4月 2008年4月 2010年4月 2010年6月 2011年6月 2012年10月 2013年3月 2019年3月 2020年6月	株式会社日本興業銀行入社 同行営業第十一部長 株式会社みずほコーポレート銀行本店営業第十二部長 同行執行役員 同行常務執行役員 同行理事 DOWAホールディングス株式会社常勤監査役 同社取締役 藤田観光株式会社執行役員副社長 同社代表取締役社長 同社会長(現) 当社社外取締役(現)	2020年6月から2年	

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
常勤監査役	沖村 哲志	1957年2月23日生	1979年4月 1999年5月 2000年6月 2005年6月 2007年10月 2013年4月 2014年6月	ナショナル証券株式会社入社 当社入社 当社総合企画室長 当社執行役員 当社総合企画室長 当社常務執行役員 当社監査役(現)	2018年 6月か ら4年	21
常勤監査役	井口 英樹	1961年4月17日生	1985年4月 2001年3月 2003年8月 2008年4月 2015年4月 2018年6月	太平洋証券株式会社入社 当社入社 当社コンプライアンス統括室長 当社執行役員 当社常務執行役員 当社監査役(現)	2018年 6月か ら4年	28
監査役	大野 了一	1949年4月24日生	1976年10月 1979年4月 2002年6月	司法試験合格 弁護士登録(第一東京弁護士会) 虎ノ門南法律事務所弁護士(現) 当社社外監査役(現)	2017年 6月か ら4年	13
監査役	尾林 雅夫	1957年12月2日生	1980年8月 2005年6月 2005年7月 2012年10月	富山哲税理士事務所(現税理士法人日本橋総合会計)入所 当社社外監査役(現) 税理士法人日本橋総合会計代表社員(現) 佐藤製薬株式会社社外監査役(現)	2017年 6月か ら4年	3
計						536

(注1) 取締役鈴木忠宏氏及び瀬川章氏は、社外取締役であります。

(注2) 監査役大野了一氏及び尾林雅夫氏は、社外監査役であります。

(注3) 当社では、取締役会の意思決定機能・監督機能の強化及び業務執行体制の強化を目的とし、執行役員制度を導入しております。

有価証券報告書提出日現在の執行役員は、以下のとおりであります。

役名	職名	氏名
常務執行役員	投資情報部、引受部担当	渡辺 孝之
常務執行役員	経営企画部、財務部担当	大槻 剛
執行役員	監査部、リスク管理部、総務部担当	薄井 親一郎
執行役員	商品企画部、商品部、投資顧問部担当	鈴木 信義
執行役員	法人営業部、地域法人部担当	畑山 雅彦
執行役員	システム統括部、事務企画部、集中事務部担当	吉田 俊彦
執行役員	人事部、人材育成部担当	中山 正文
執行役員	コンプライアンス部、業務指導部、審査部担当	鈴木 義人
執行役員	営業第三ブロック長	三宅 洋明
執行役員	水戸支店長	石川 真二
執行役員	営業第一ブロック長	直江 雅也
執行役員	ウェルスマネジメント部、営業企画部、 カスタマーセンター担当	毛塚 徹也
執行役員	営業第二ブロック長	菅原 昭仁

(注4) 当社は、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠監査役1名を選任しております。補欠監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数(千株)
市川 穰	1970年 9月8日生	1999年10月 2001年11月 2003年6月 2015年6月	司法試験合格 弁護士登録(東京弁護士会) 虎ノ門南法律事務所弁護士(現) 当社補欠監査役(現)	(注)	

(注) 市川氏は社外監査役の補欠として選任したものであります。なお、監査役に就任した場合の任期は、就任した時から退任した監査役の任期の満了の時までであります。

社外取締役及び社外監査役

イ. 員数

社外取締役は2名、社外監査役は2名であります。

ロ. 社外取締役及び社外監査役と会社との人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係
当社社外取締役及び社外監査役と当社との間に記載すべき特別な人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

なお当社は、社外監査役の大野了一氏と顧問契約を締結し、顧問料と個別案件に係る弁護士報酬を、同氏を通じ、同氏が所属する虎ノ門南法律事務所の弁護士等に支払っております。

また社外監査役の尾林雅夫氏が所属する税理士法人日本橋総合会計と顧問契約を締結し、同法人に対し顧問料を支払っております。

いずれも、その取引の規模、性質に照らして株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、概要の記載を省略しております。

ハ. 社外取締役及び社外監査役が会社の企業統治において果たす機能及び役割

社外取締役は、コーポレート・ガバナンスの強化を目的とし、具体的には経営効率の向上のための助言や経営全般のモニタリング、利益相反のモニタリング等の強化を図り、取締役会の意思決定及び業務執行の監督等に関し経営の透明性を確保するために選任しております。

社外監査役は、取締役の業務執行の監査のみならず、専門的知識、豊富な経験及び会社から独立した客観的・中立的な社外の視点により、合理的な経営判断及び経営の透明性、健全性の確保に貢献しております。

ニ. 社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針の内容及び選任状況に関する考え方

当社は、社外取締役及び社外監査役の選任に当たっては、専門的知識や豊富な経験を持ち、会社から独立した客観的・中立的な立場のもと、一般株主との利益相反を生じるおそれがないものと判断した上で選任しております。なお、社外取締役及び社外監査役の選任における独立性については、「社外役員の独立性判断基準」に基づき判断しており、鈴木忠宏氏、瀬川章氏、大野了一氏、尾林雅夫氏はいずれも当該基準を満たしていることから、東京証券取引所の定める独立役員として同取引所に届け出ております。

(社外役員の独立性判断基準)

以下に掲げる判断要素のいずれにも該当しないこと。

- a. 当社の業務執行者又は過去10年間(但し、過去10年内のいずれかの時において当社の非業務執行取締役又は監査役であったことがある者)にあっては、それらの役職への就任の前10年間に於いて当社の業務執行者であった者
- b. 当社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- c. 当社の主要な取引先又はその業務執行者

- d. 当社から役員報酬以外に、多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家(当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者)
 - e. 当社の会計監査人である監査法人に所属する者
 - f. 当社から多額の寄付又は助成を受けている者又は法人、組合等の団体の理事その他の業務執行者
 - g. 当社が借入れを行っている主要な金融機関
 - h. 当社の大株主(総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有している者)又はその業務執行者
 - i. 当社が総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有している者又はその業務執行者
 - j. 当社の業務執行取締役、常勤監査役が他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している場合において、当該他の会社の業務執行取締役、執行役、執行役員又は支配人その他の使用人である者
 - k. 上記b～jに過去3年間に於いて該当していた者
 - l. 上記a～jに該当する者(重要な地位にある者に限る)の配偶者又は二親等以内の親族
- ホ. 社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係
- 社外取締役は、取締役会やその他の機会を捉えて、経営戦略や経営計画の妥当性に関する説明を求めているほか、利益相反行為や会社のリスクについて適切な監督・助言を行っております。
- 社外監査役は、監査役会、取締役会へ出席するとともに取締役との面談を行い、常勤監査役と連携して取締役の重要な業務執行について監査を行っております。
- また、当社のリスク管理・コンプライアンス・財務報告等を担当する内部統制部門の基本方針・業務報告及び当該部門に対する内部監査結果について情報を把握し、内部統制の有効性について監査・助言を行っております。
- 会計監査人とは随時会議を行い、会計監査や内部統制監査における問題点や今後の課題について直接意見交換を行っております。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

当社は、監査役会設置会社であり、監査役は、常勤監査役（社内）2名、非常勤監査役（社外）2名の4名であります。また、監査役の職務を補助すべき使用人（監査役補助者）として監査部より1名（兼務）を配置しております。常勤監査役沖村哲志氏、井口英樹氏の両氏は当社経理・財務部門での業務経験を有しており、尾林雅夫氏は税理士であることから、3氏は財務・会計に関する相当程度の知見を有しております。

監査役会は月次で開催する他、必要に応じて随時開催しており、当事業年度は13回開催し、各監査役はその全てに全員出席しております。監査役会においては、監査計画策定、会計監査人の評価・再任および報酬同意、会計監査人の監査の相当性、監査役監査・内部監査の状況等について検討がなされました。

監査役は、取締役会に出席し、決議事項と運営手続きの適法性、審議内容の妥当性等を監査し、必要に応じて意見表明を行っております。当事業年度は18回開催され、各監査役はその全てに出席いたしました。また、代表取締役との懇談を半期ごとに実施し、会社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等についての意見交換を行っております。その他、主に常勤監査役が、取締役や執行役員と面談の実施、経営会議、コンプライアンス委員会、内部統制委員会等の重要な会議への出席、議事録や決裁書類の閲覧等により、業務執行状況を監査し、必要に応じて助言を行ないました。

社外監査役2名は、取締役会の任意委員会である指名・報酬委員会の指名を目的とする委員会の構成員となっており、当事業年度は3回出席いたしました。

内部監査の状況

内部監査については、業務執行から独立した組織の監査部が担当しており、本社部門・営業部店の業務監査を通じて、営業姿勢や事務処理の問題点の指摘・改善指導を行っております。監査部の人員は15名で、当事業年度は27営業部店並びに本社部門の業務及び内部統制に関する監査を実施しております。

内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携、監査と内部統制部門との関係

内部監査部門（監査部）は当社の業務、内部統制、決算等について監査を実施しておりますが、各監査の実施状況及び監査結果は、定期的かつ必要の都度監査役に報告するとともに、監査役は業務監査に加え、被監査部門への監査講評会に出席する等、相互に連携して監査業務を行っております。

また、監査役会は会計監査人と適宜会議を行い、監査上の問題点や今後の課題について直接意見交換を行うことにより、情報の共有化に努めております。

会計監査人と内部監査部門（監査部）は、リスク管理や財務報告等を担当する内部統制部門に対する監査を実施しておりますが、監査結果について随時協議を行い、内部統制上のリスクの軽減を図っております。

監査役は取締役会等への出席、監査部からの報告を通じて内部統制体制のモニタリングを行い必要な場合は意見を述べる等、その実効性と効率性の向上に努めております。

会計監査の状況

イ．監査法人の名称

有限責任監査法人トーマツ

ロ．継続監査期間

1987年以降

ハ．業務を執行した公認会計士

- ・太田 健司
- ・高尾 大介

ニ．監査業務に係る補助者の構成

- ・公認会計士 4名
- ・その他 23名

ホ．監査公認会計士等の選定方針及び理由

当社株式を上場するにあたり、個人の会計事務所から、より体制が充実した監査法人（サンワ・等松青木監査法人（現 有限責任監査法人トーマツ））に変更したものであります。

また、監査役会は、「会計監査人の選定基準」を定めており、監査法人の概要、監査の実施体制、監査報酬等について書面を入手したうえで、面談、質問等を通じて選定することとしております。

なお監査役会は、以下に掲げる事項に該当する場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出することとしております。

- a. 会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると判断される場合
- b. 会社法、公認会計士法等の法令違反による懲戒処分や監督官庁からの処分を受けた場合
- c. 会計監査人の「監査品質」、「品質管理」、「独立性」、「総合能力」等を評価し、それらの観点から監査を遂行するに不十分であると判断した場合

ヘ．監査役及び監査役会による監査公認会計士等又は会計監査人の評価

当社は、監査役会において定めた「会計監査人の評価基準」に基づき、会計監査人の評価を実施しております。その内容は「品質管理」、「独立性」、「監査報酬」、「職務遂行体制」等であります。

監査報酬の内容等

イ．監査公認会計士等に対する報酬

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
32	2	34	2

当社における非監査業務の内容は、顧客資産の分別管理の法令遵守に関する保証業務であります。

ロ．監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬(イ．を除く)

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
	2		0

当社における非監査業務の内容は、当社がデロイトトーマツ税理士法人与締結するFATCA(外国口座税務コンプライアンス法)、QI(適格仲介人制度)の外国税務に関するアドバイザー契約であります。

ハ．その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

ニ．監査報酬の決定方針

該当事項はありません。

ホ．監査役会による監査報酬の同意理由

当社監査役会は、会計監査人から前事業年度の業務実績並びに当事業年度の監査計画の概要及び監査報酬等の見積もりの算定根拠等について説明を受け、社内関係部署から同業他社の会計監査人の報酬等の資料を入手し、当該監査計画の内容及び報酬等の見積もりの妥当性を検討した結果、監査計画は相当であり、報酬等の額は妥当との結論に至り、会社法第399条に定める同意を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算出方法の決定に関する方針に係る事項

イ．業績連動報酬と業績連動報酬以外の報酬等の支給割合の決定に関する方針

該当事項はありません。

ロ．業績連動報酬に係る指標、当該指標を選択した理由及び当該業績連動報酬の額の決定方法

当社の業績連動報酬には、役員賞与及び株式報酬(役員株式給付信託(BBT))があります。役員賞与は「経常利益」及び「税引前当期純利益」を指標としており、これらの金額の間の額に一定率を乗じた額としております。これらの指標を採用している理由は、役員賞与は単年度の利益に対する報奨と考えているためであります。株式報酬(役員株式給付信託(BBT))は、ROE、ファンドラップ預り資産、販管費カバー率(投資信託の代行手数料及びファンドラップ報酬の合計額を販売費・一般管理費で除した値)を指標としております。それぞれの指標ごとに計数目標を掲げ、目標を達成した場合は、役職ごとにあらかじめ定められたポイント(=株)が給付される仕組みであります。これらの指標を採用している理由は、ROEは株主に報いるための重要な指標であること、ファンドラップ預り資産及び販管費カバー率は、当社の重要な課題である経営の安定化に資する指標であることであります。

ハ．役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する役職ごとの方針

基本報酬は、社長が最も高く、会長、副社長、専務取締役、常務取締役、取締役の順に低く

なります。社長の報酬を100%とした場合、取締役は40～50%程度としております。なお、社外取締役の報酬は、取締役の報酬を上限としております。

二．役員の報酬等に関する株主総会の決議年月日及び当該決議の内容

当社の取締役報酬に関する株主総会の決議日は、2006年6月29日であり、その内容は年額400百万円以内であります。また、株式報酬等の額に関する株主総会の決議日は、2016年6月24日であり、その内容は、3事業年度で80百万円以内であります。監査役報酬に関する株主総会の決議日は、2006年6月29日であり、その内容は、年額60百万円以内であります。

ホ．当事業年度における業績連動報酬に係る指標の目標及び実績

a. 役員賞与

役員賞与にかかる指標の目標はありません。なお、指標の実績は、経常利益が456百万円、税引前当期純利益は970百万円でありました。

b. 株式報酬（役員株式給付信託（BBT））

株式報酬にかかる指標の目標及び実績は、下表のとおりです。

指標	目標	実績
ROE	6.0%	1.6%
販管費カバー率	25.0%	24.3%
ファンドラップ預り資産	1,000億円	912億円

なお、役員賞与及び株式報酬に係る指標の実績については、所要の調整をしており、財務諸表の数値とは一致いたしません。

へ． 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者の氏名又は名称、権限の内容、裁量の範囲

役員報酬等の決定に関する方針は、指名・報酬委員会の答申に基づき取締役会において決定しております。その権限は、基本的な考え方や報酬の種類、業績連動報酬の考え方、報酬の水準などであります。なお、個人別の報酬の額は、「取締役の報酬等に関する基本方針」等に基づき決定することを前提に、代表取締役に一任する旨、取締役会において決定しております。

ト． 役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定に関する委員会の手続きの概要

役員報酬等に関しては、任意の指名・報酬委員会において事前審議しており、当該委員会は代表取締役及び社外取締役で構成されており、必要に応じて随時開催しております。招集は委員長が行い、各委員は委員長に対し招集を請求することができるとされております。構成員の過半数の賛成をもって決議しております。

チ． 役員報酬等の額の決定過程における、取締役会及び委員会等の活動内容

取締役会及び指名・報酬委員会において、取締役の個人別基本報酬の額、役員賞与の総額、同個人別支給額、株式報酬の計数目標の改定等の審議を行っております。

役員報酬等

イ． 提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる役員の員数(名)
		基本報酬	賞与	株式報酬	
取締役(社外取締役を除く)	198	187	9	2	6
監査役(社外監査役を除く)	32	32			2
社外役員	26	26			4

ロ． 提出会社の役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

ハ． 監査役報酬算定方針

監査役報酬は、株主総会において承認された総額の範囲内において、各監査役の協議により決定しております。報酬の構成は基本報酬のみであります。

(5) 【株式の保有状況】

保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である株式投資の区分の基準や考え方

純投資目的とは、専ら株式の価値の変動又は株式に係る配当によって利益を受けることを目的とする場合をいうとされており、当社においてもこの考えを基準に判断しております。

純投資目的以外は、いわゆる政策保有といわれるもので、保有により当該会社との関係を維持・強化し、取引の増大、ノウハウの取得、万一の場合の支援、業務提携の円滑化等に資するかどうか、中長期的な視点で判断することを基準としております。

保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

政策保有に関する基本方針は、「原則として当社の事業運営や利益に寄与するもの又は業務上必要とされるものに限り保有することとする。具体的には、中長期的視点から見た当該会社との取引関係、業務提携、当該会社から得られる便益、当該会社の成長性などから総合的に判断する。なお、当該会社から得られる便益やリスクについては、資本コストに見合っているか検証する。また、政策保有株式の縮減に関しては、毎年、取締役会において行う政策保有株式の保有の検証において、その実施状況を検証する。」としております。また、この基本方針に基づき、年1回取締役会において保有の合理性等を検証しております。

なお、当該取締役会においては、判定の手順にフローチャートを用いて、保有の目的、資本コストとの見合い、取引関係、業績推移等について検討いたしました。また、資本コストとの見合いの検証には、新たに内部収益率（IRR）の考え方を取り入れました。加えて、縮減の実施状況も検証いたしました。

その結果、縮減については、当事業年度は一部の銘柄を売却し、縮減が進捗しました。また、株価の急落で一部売却を延期した銘柄がありましたが、今後株価を見ながら売却していくことを確認しました。

銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	11	622
非上場株式以外の株式	14	6,989

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(百万円)	株式数の増加の理由
非上場株式			
非上場株式以外の株式			

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額(百万円)
非上場株式		
非上場株式以外の株式	5	850

特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報
 特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
(株)日本取引所グループ	2,355,000	2,521,000	証券会社としての業務に関連し保有する株式。	無
	4,488	4,973		
(株)めぶきフィナンシャルグループ	2,800,980	2,800,980	取引先としての関係の維持・強化のため。	無(注3)
	616	792		
東洋証券(株)	3,012,300	3,072,000	証券会社としての業務に関連し保有する株式。	有
	397	436		
(株)ケースホールディングス	318,240	318,240	取引先としての関係の維持・強化のため。	有
	325	312		
(株)大林組	330,000	330,000	取引先としての関係の維持・強化のため。	有
	305	367		
住友不動産(株)	98,000	98,000	取引先としての関係の維持・強化のため。	有
	258	449		
平和不動産(株)	50,300	50,300	取引先としての関係の維持・強化のため。	有
	140	107		
(株)武蔵野銀行	94,200	94,200	取引先としての関係の維持・強化のため。	有
	129	208		
(株)みずほフィナンシャルグループ	917,000	917,000	取引先としての関係の維持・強化のため。	無(注4)
	113	157		
第一生命ホールディングス(株)	75,000	75,000	取引先としての関係の維持・強化のため。	無(注5)
	97	115		
東洋水産(株)	10,000	10,000	取引先としての関係の維持・強化のため。	有
	52	42		
(株)群馬銀行	110,000	110,000	取引先としての関係の維持・強化のため。	無
	36	46		
(株)筑波銀行	95,397	95,397	取引先としての関係の維持・強化のため。	有
	16	18		
乾汽船(株)	10,000	10,000	取引先としての関係の維持・強化のため。	無
	12	8		
(株)TKC		100,300	取引先としての関係の維持・強化のため。	有
		405		
(株)東京きらぼしフィナンシャルグループ		6,000	取引先としての関係の維持・強化のため。	無
		9		
ソーダニッカ(株)		1,000	取引先としての関係の維持・強化のため。	有
		0		

(注1) 資本金額の100分の1を超える銘柄が60に満たないため、すべての銘柄を記載しており、「」は当該銘柄を保有していないことを示しております。

(注2) 定量的な保有効果については記載が困難であります。保有の合理性の検証方法は、P.46「保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容」に記載のとおりであります。なお、検証日は2020年5月22日であります。

(注3) (株)めぶきフィナンシャルグループは当社の株式の保有はありませんが、子会社である(株)常陽銀行は保有しております。

(注4) (株)みずほフィナンシャルグループは当社の株式の保有はありませんが、子会社である(株)みずほ銀行は保有しております。

(注5) 第一生命ホールディングス(株)は当社の株式の保有はありませんが、子会社である第一生命保険(株)は保有しております。

みなし保有株式

該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式
該当事項はありません。

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したもの
該当事項はありません。

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したもの
該当事項はありません。

5 【業務の状況】

(1) 受入手数料の内訳

期別	区分	株券 (百万円)	債券 (百万円)	受益証券 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)
前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	委託手数料	3,554		56		3,610
	引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料	225	20			246
	募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料	6	0	1,936		1,943
	その他の受入手数料	18	0	3,122	33	3,174
	計	3,804	21	5,115	33	8,974
当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	委託手数料	4,257	0	73		4,330
	引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料	11	45			57
	募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料	0	0	2,186		2,186
	その他の受入手数料	10	0	2,885	19	2,915
	計	4,279	46	5,144	19	9,489

(2) トレーディング損益の内訳

区分	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)			当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)		
	実現損益 (百万円)	評価損益 (百万円)	計 (百万円)	実現損益 (百万円)	評価損益 (百万円)	計 (百万円)
株券等	1,465		1,465	1,446		1,446
債券等	569	1	568	709	28	680
為替等	276	2	274	101	2	103
計	2,311	3	2,308	2,257	26	2,231

(3) 自己資本規制比率

区分		前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
基本的項目(百万円) (A)		33,951	33,117
補完的項目(百万円)	その他有価証券 評価差額金(評価益)等	3,977	3,157
	金融商品取引責任準備金等	98	98
	計 (B)	4,075	3,255
控除資産(百万円) (C)		5,144	5,301
固定化されていない 自己資本の額(百万円) (A) + (B) - (C) (D)		32,883	31,071
リスク相当額(百万円)	市場リスク相当額	1,436	1,202
	取引先リスク相当額	311	292
	基礎的リスク相当額	3,124	2,865
	計 (E)	4,872	4,360
自己資本規制比率(%) (D) / (E) × 100		674.8	712.5

(注) 金融商品取引法第46条の6第1項の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」の定めにより、決算数値をもとに算出したものであります。

前事業年度の市場リスク相当額の月末平均額は1,793百万円、月末最大額は2,718百万円、取引先リスク相当額の月末平均額は375百万円、月末最大額は430百万円であります。

当事業年度の市場リスク相当額の月末平均額は1,596百万円、月末最大額は2,133百万円、取引先リスク相当額の月末平均額は337百万円、月末最大額は515百万円であります。

(4) 有価証券の売買等業務の状況

有価証券の売買の状況(先物取引を除く)

最近2事業年度における有価証券の売買の状況(先物取引を除く)は次のとおりであります。

(イ) 株券

期別	受託(百万円)	自己(百万円)	合計(百万円)
前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	728,665	118,362	847,027
当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	748,795	117,335	866,130

(ロ) 債券

期別	受託(百万円)	自己(百万円)	合計(百万円)
前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)		38,945	38,945
当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	0	51,172	51,173

(八) 受益証券

期別	受託(百万円)	自己(百万円)	合計(百万円)
前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	20,531		20,531
当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	20,810		20,810

(二) その他

期別	受託(百万円)	自己(百万円)	合計(百万円)
前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	40		40
当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	429		429

証券先物取引等の状況

最近2事業年度における証券先物取引等の状況は、次のとおりであります。

(イ) 株式に係る取引

期別	先物取引(百万円)		オプション取引(百万円)		合計 (百万円)
	受託	自己	受託	自己	
前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)			210		210
当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)			118		118

(ロ) 債券に係る取引

期別	先物取引(百万円)		オプション取引(百万円)		合計 (百万円)
	受託	自己	受託	自己	
前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)					
当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)					

(5) 有価証券の引受け及び売出し並びに特定投資家向け売付け勧誘等並びに有価証券の募集、売出し及び私募の取扱い並びに特定投資家向け売付け勧誘等の取扱いの状況

最近2事業年度における有価証券の引受け及び売出し並びに特定投資家向け売付け勧誘等並びに有価証券の募集、売出し及び私募の取扱い並びに特定投資家向け売付け勧誘等の取扱いの状況は次のとおりであります。

株券

期別	引受高 (百万円)	売出高 (百万円)	特定投資家向け 売付け勧誘 等の総額 (百万円)	募集の 取扱高 (百万円)	売出しの 取扱高 (百万円)	私募の 取扱高 (百万円)	特定投資家向け 売付け勧誘 等の取扱高 (百万円)
前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	10,883	12,006			3		
当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	292	234			5		

債券

期別	種類	引受高 (百万円)	売出高 (百万円)	特定投資家向け 売付け勧誘 等の総額 (百万円)	募集の 取扱高 (百万円)	売出しの 取扱高 (百万円)	私募の 取扱高 (百万円)	特定投資家向け 売付け勧誘 等の取扱高 (百万円)
前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	国債							
	地方債	150						
	特殊債							
	社債	1,980			1,980			
	外国債							
	合計	2,130			1,980			
当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	国債							
	地方債	150						
	特殊債							
	社債	4,730			4,428			
	外国債							
	合計	4,880			4,428			

受益証券

期別	引受高 (百万円)	売出高 (百万円)	特定投資家向け 売付け勧誘 等の総額 (百万円)	募集の 取扱高 (百万円)	売出しの 取扱高 (百万円)	私募の 取扱高 (百万円)	特定投資家向け 売付け勧誘 等の取扱高 (百万円)
前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)				333,179		182	
当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)				368,451		1,026	

その他

期別	種類	引受高 (百万円)	売出高 (百万円)	特定投資家向 け売付け勧誘 等の総額 (百万円)	募集の 取扱高 (百万円)	売出しの 取扱高 (百万円)	私募の 取扱高 (百万円)	特定投資家向 け売付け勧誘 等の取扱高 (百万円)
前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	コマーシャル ・ペーパー	1,000						
	外国証券							
	その他							
当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	コマーシャル ・ペーパー							
	外国証券							
	その他							

(6) その他の業務の状況

最近2事業年度におけるその他の業務の状況は次のとおりであります。

有価証券の保護預り業務

区分	前事業年度(2019年3月31日)		当事業年度(2020年3月31日)	
	国内有価証券	外国有価証券	国内有価証券	外国有価証券
株券(千株)	460,957	3,839	465,796	4,222
債券(百万円)	13,622	26,314	15,521	13,520
受益証券(百万口)	427,684	10,187	410,238	11,137
その他(百万円)				

信用取引における有価証券の貸借に伴う業務

期別	顧客の委託に基づいて行った融資額と これにより顧客が買付けている証券の数量		顧客の委託に基づいて行った貸証券の 数量とこれにより顧客が売付けている代金	
	株数(千株)	金額(百万円)	株数(千株)	金額(百万円)
前事業年度 (2019年3月31日)	7,921	6,709	128	449
当事業年度 (2020年3月31日)	3,568	4,775	155	388

その他の商品の売買の状況

該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963年11月27日大蔵省令第59号。)並びに同規則第2条の規則に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(2007年8月6日内閣府令第52号)及び「有価証券関連業経理の統一に関する規則」(1974年11月14日付日本証券業協会自主規制規則)に準拠して作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(2019年4月1日から2020年3月31日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。

3 連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

4 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、当該機構の行う決算セミナーに参加しております。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	23,869	23,434
預託金	13,119	13,040
トレーディング商品	331	525
商品有価証券等	1 331	1 522
デリバティブ取引	0	2
約定見返勘定	65	-
信用取引資産	7,045	4,996
信用取引貸付金	6,709	4,775
信用取引借証券担保金	336	220
立替金	276	247
募集等払込金	1,349	2,881
短期差入保証金	3 208	3 673
短期貸付金	22	20
前払費用	120	106
未収入金	63	7
未収還付法人税等	573	-
未収収益	450	411
流動資産計	47,495	46,345
固定資産		
有形固定資産	3,750	3,664
建物	2, 3 1,960	2, 3 1,836
構築物(純額)	2 39	2 37
器具備品	2 368	2 471
土地	3 1,373	3 1,313
リース資産(純額)	2 8	2 5
無形固定資産	154	283
電話加入権	51	51
ソフトウェア	74	231
その他	27	-
投資その他の資産	11,944	10,647
投資有価証券	3 11,151	3 9,866
出資金	5	5
従業員に対する長期貸付金	10	14
長期差入保証金	760	747
長期前払費用	8	5
その他	26	26
貸倒引当金	17	17
固定資産計	15,849	14,595
資産合計	63,345	60,940

(単位：百万円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
負債の部		
流動負債		
約定見返勘定	-	34
信用取引負債	1,213	808
信用取引借入金	3 763	3 420
信用取引貸証券受入金	449	388
有価証券担保借入金	2,621	482
有価証券貸借取引受入金	2,621	482
預り金	12,517	14,064
顧客からの預り金	11,368	12,401
その他の預り金	1,149	1,663
受入保証金	522	671
短期借入金	3 1,950	3 1,950
前受収益	3	3
リース債務	3	2
未払金	78	574
未払費用	416	435
未払法人税等	67	229
賞与引当金	301	522
従業員株式給付引当金	198	-
役員株式給付引当金	-	4
資産除去債務	-	28
その他の流動負債	4	2
流動負債計	19,898	19,814
固定負債		
長期借入金	3 800	3 800
長期末払金	343	0
リース債務	5	3
繰延税金負債	1,413	1,015
退職給付引当金	2,334	2,267
従業員株式給付引当金	-	37
役員株式給付引当金	8	6
資産除去債務	343	326
その他の固定負債	28	34
固定負債計	5,278	4,492
特別法上の準備金		
金融商品取引責任準備金	4 98	4 98
特別法上の準備金計	98	98
負債合計	25,275	24,405
純資産の部		
株主資本		
資本金	12,272	12,272
資本剰余金		
資本準備金	4,294	4,294
その他資本剰余金	1,969	1,969
資本剰余金合計	6,264	6,264
利益剰余金		
その他利益剰余金	15,961	16,344
別途積立金	7,247	7,247
繰越利益剰余金	8,713	9,096
利益剰余金合計	15,961	16,344
自己株式	406	1,503
株主資本合計	34,092	33,377
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	3,977	3,157
評価・換算差額等合計	3,977	3,157
純資産合計	38,070	36,535
負債・純資産合計	63,345	60,940

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月31日)	当事業年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月31日)
営業収益		
受入手数料	8,974	9,489
委託手数料	3,610	4,330
引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料	246	57
募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料	1,943	2,186
その他の受入手数料	3,174	2,915
トレーディング損益	¹ 2,308	¹ 2,231
金融収益	² 212	² 187
その他の営業収益	37	37
営業収益計	11,533	11,946
金融費用	³ 67	³ 69
純営業収益	11,465	11,876
販売費・一般管理費		
取引関係費	⁴ 1,237	⁴ 1,178
人件費	⁵ 6,503	⁵ 6,310
不動産関係費	⁶ 1,432	⁶ 1,458
事務費	⁷ 2,099	⁷ 2,040
減価償却費	329	415
租税公課	⁸ 198	⁸ 203
その他	⁹ 272	⁹ 262
販売費・一般管理費計	12,073	11,869
営業利益又は営業損失()	608	7
営業外収益		
受取配当金	314	280
雑収入	¹⁰ 152	¹⁰ 165
営業外収益計	467	445
営業外費用		
雑損失	¹¹ 2	¹¹ 11
営業外費用計	2	11
経常利益又は経常損失()	142	441
特別利益		
金融商品取引責任準備金戻入	0	-
投資有価証券売却益	425	694
特別利益計	425	694
特別損失		
金融商品取引責任準備金繰入れ	-	0
投資有価証券売却損	-	1
投資有価証券評価損	10	138
減損損失	¹² 6	¹² 39
特別損失計	17	180
税引前当期純利益	265	956
法人税、住民税及び事業税	23	192
法人税等調整額	56	28
法人税等合計	80	164
当期純利益	184	791

【株主資本等変動計算書】

前事業年度 (自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								評価・換算差額等		純資産合計	
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額 金		評価・換 算 差額等合 計
		資本準備 金	その他 資本剰余 金	資本剰余 金 合計	その他 別途積立 金	利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余 金 合計					
当期首残高	12,272	4,294	1,969	6,264	7,247	9,720	16,968	351	35,153	5,240	5,240	40,394
当期変動額												
剰余金の配当						1,192	1,192		1,192			1,192
当期純利益						184	184		184			184
自己株式の取得								56	56			56
自己株式の処分			0	0				2	2			2
株主資本以外の項目 の当期変動額（純 額）										1,262	1,262	1,262
当期変動額合計	-	-	0	0	-	1,007	1,007	54	1,061	1,262	1,262	2,324
当期末残高	12,272	4,294	1,969	6,264	7,247	8,713	15,961	406	34,092	3,977	3,977	38,070

当事業年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								評価・換算差額等		純資産合計	
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額 金		評価・換 算 差額等合 計
		資本準備 金	その他 資本剰余 金	資本剰余 金 合計	その他 別途積立 金	利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余 金 合計					
当期首残高	12,272	4,294	1,969	6,264	7,247	8,713	15,961	406	34,092	3,977	3,977	38,070
当期変動額												
剰余金の配当						408	408		408			408
当期純利益						791	791		791			791
自己株式の取得								1,242	1,242			1,242
自己株式の処分								144	144			144
株主資本以外の項目 の当期変動額（純 額）										820	820	820
当期変動額合計	-	-	-	-	-	383	383	1,097	714	820	820	1,534
当期末残高	12,272	4,294	1,969	6,264	7,247	9,096	16,344	1,503	33,377	3,157	3,157	36,535

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月31日)	当事業年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	265	956
減価償却費	329	415
減損損失	6	39
退職給付引当金の増減額(は減少)	94	67
賞与引当金の増減額(は減少)	470	221
従業員株式給付引当金の増減額(は減少)	121	160
役員株式給付引当金の増減額(は減少)	6	2
金融商品取引責任準備金の増減額(は減少)	0	0
受取利息及び受取配当金	539	490
支払利息	67	69
投資有価証券売却及び評価損益(は益)	415	554
顧客分別金信託の増減額(は増加)	1,499	99
トレーディング商品の増減額	13	93
信用取引資産及び信用取引負債の増減額	5,687	1,644
短期差入保証金の増減額(は増加)	200	438
募集等払込金の増減額(は増加)	651	1,531
有価証券担保借入金の増減額(は減少)	2,621	2,138
預り金及び受入保証金の増減額(は減少)	3,372	1,695
その他の資産・負債の増減額	685	491
小計	5,464	160
利息及び配当金の受取額	546	501
利息の支払額	65	70
法人税等の支払額	1,389	56
法人税等の還付額	-	573
営業活動によるキャッシュ・フロー	4,556	1,107
投資活動によるキャッシュ・フロー		
投資有価証券の取得による支出	2	200
投資有価証券の売却による収入	426	850
有形固定資産の取得による支出	246	317
有形固定資産の売却による収入	-	27
無形固定資産の取得による支出	32	215
有形固定資産の除却による支出	4	3
貸付けによる支出	15	17
貸付金の回収による収入	15	14
その他	16	10
投資活動によるキャッシュ・フロー	157	126
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	800	-
長期借入れによる収入	800	-
自己株式の取得による支出	56	1,242
配当金の支払額	1,193	409
その他	7	5
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,257	1,657
現金及び現金同等物に係る換算差額	25	11
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	3,482	434
現金及び現金同等物の期首残高	20,387	23,869
現金及び現金同等物の期末残高	23,869	23,434

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) トレーディング商品(売買目的有価証券)

目的と範囲

自己の計算に基づき、時価の変動又は市場間の格差等を利用して利益を得ること及びそれらの取引により生じ得る損失を減少させることを目的としております。

その範囲は、有価証券、有価証券に準ずる商品、デリバティブ取引等であります。

評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

(2) トレーディング商品に属さない有価証券等

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価をもって貸借対照表価額とし、取得原価との評価差額を全部純資産直入する方法により処理し、売却原価は移動平均法によっております。

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

なお、匿名組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	15～50年
器具備品	5～6年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、ソフトウェアについては社内利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

3 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えるため、当社所定の計算方法による支払見込額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

4 特別法上の準備金の計上基準

金融商品取引責任準備金

証券事故による損失に備えるため、金融商品取引法第46条の5の規定に定めるところにより算出した額を、金融商品取引責任準備金として計上しております。

5 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

6 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(未適用の会計基準等)

1 収益認識に関する会計基準等

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日)

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

- ステップ1：顧客との契約を識別する。
- ステップ2：契約における履行義務を識別する。
- ステップ3：取引価格を算定する。
- ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。
- ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

2 時価の算定に関する会計基準等

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日)
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 2019年7月4日)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)

(1) 概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(以下「時価算定会計基準等」という。)が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。

- ・「金融商品に関する会計基準」における金融商品
 - ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」におけるトレーディング目的で保有する棚卸資産
- また「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」が改訂され、金融商品の時価のレベルごとの内訳等の注記事項が定められました。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

3 会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準

- ・「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」
(企業会計基準第24号 2020年3月31日)

(1) 概要

関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に、採用した会計処理の原則及び手続きの概要を示すことを目的とするものです。

(2) 適用予定日

2021年3月期の年度末より適用予定であります。

4 会計上の見積りの開示に関する会計基準

- ・「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)

(1) 概要

当年度の財務諸表に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目における会計上の見積りの内容について、財務諸表利用者の理解に資する情報を開示することを目的とするものです。

(2) 適用予定日

2021年3月期の年度末より適用予定であります。

(追加情報)

役員株式給付信託(BBT)及び従業員株式給付信託(J-ESOP)について

1. 役員株式給付信託(BBT)

当社は、2016年6月24日開催の第71回定時株主総会の承認を受けて、取締役(社外取締役を除く、以下同じ。)に対する業績連動型株式報酬制度「株式給付信託」(以下、「本制度」という。)を導入しております。

(1) 本制度の目的及び概要

取締役の報酬と株式価値との連動性をより明確にし、中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的としたものであります。

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託を通じて取得され、取締役に對して取締役会が定める役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭(以下、「当社株式等」という。)が信託を通じて給付される業績連動型の株式報酬制度であり、取締役が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役の退任時であります。

(2) 信託に残存する自社の株式

当該信託が保有する株式は、信託における帳簿価額により貸借対照表の純資産の部に自己株式として表示しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、前事業年度末79百万円及び331千株、当事業年度末79百万円及び331千株であります。

2. 従業員株式給付信託(J-ESOP)

当社は、2017年2月17日開催の取締役会において、従業員に対して自社の株式を給付するインセンティブプラン「株式給付信託」(以下、「本制度」という。)を導入することにつき決議いたしました。

(1) 本制度の目的及び概要

本制度は、予め当社が定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした当社の従業員に対し当社株式を給付する仕組みであります。

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託を通じて取得され、従業員に対し個人の貢献度等に応じてポイントを付与し、一定の条件により受給権の取得をしたときに当該付与ポイントに相当する当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭が信託を通じて給付される株式報酬制度であります。

本制度の導入により、当社従業員の株価及び業績向上への関心が高まり、これまで以上に意欲的に業務に取り組むことに寄与することが期待されます。

(2) 信託に残存する自社の株式

当該信託が保有する株式は、信託における帳簿価額により貸借対照表の純資産の部に自己株式として表示しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、前事業年度末120百万円及び335千株、当事業年度末103百万円及び506千株であります。

(貸借対照表関係)

1 商品有価証券等の内訳

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
(資産)		
株券	0百万円	0百万円
債券	331	522
計	331	522

2 有形固定資産より控除した減価償却累計額

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
建物	3,797百万円	3,929百万円
構築物(純額)	71	68
器具備品	996	1,004
リース資産(純額)	7	10
計	4,873	5,013

3 担保に供している資産

前事業年度(2019年3月31日)

科目	対応債務 残高 (百万円)	担保の内容				計 (百万円)
		預金・預託金 (百万円)	建物 (百万円)	土地 (百万円)	投資 有価証券 (百万円)	
信用取引借入金	763	200			198	398
金融機関借入金	2,450		1,226	1,272	6,329	8,829
計	3,213	200	1,226	1,272	6,527	9,227

(注) 上記のほか、信用取引借入金の担保として、信用取引受入保証金代用有価証券366百万円を差入れております。

当事業年度(2020年3月31日)

科目	対応債務 残高 (百万円)	担保の内容				計 (百万円)
		預金・預託金 (百万円)	建物 (百万円)	土地 (百万円)	投資 有価証券 (百万円)	
信用取引借入金	420	400			154	554
金融機関借入金	2,450		1,172	1,272	4,760	7,205
計	2,870	400	1,172	1,272	4,914	7,759

(注) 上記のほか、信用取引借入金の担保として、信用取引受入保証金代用有価証券75百万円を差入れております。

4 特別法上の準備金計上根拠

金融商品取引責任準備金.....金融商品取引法第46条の5

5 担保等として差し入れている有価証券は次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
信用取引貸証券	477百万円	409百万円
信用取引借入金の本担保証券	745	405
消費貸借契約により貸し付けた有価証券	2,594	2,513
差入証拠金等代用有価証券	762	542
計	4,579	3,871

(注1) 前事業年度の差入証拠金等代用有価証券の内訳は、金融商品取引所への長期差入保証金代用有価証券として投資有価証券55百万円、先物取引証拠金等の代用(顧客の直接預託に係るものを除く)として、投資有価証券706百万円であります。

当事業年度の差入証拠金等代用有価証券の内訳は、金融商品取引所への長期差入保証金代用有価証券として投資有価証券22百万円、先物取引証拠金等の代用(顧客の直接預託に係るものを除く)として、投資有価証券520百万円であります。

(注2) 担保に供している資産に属するものは除いております。

6 担保等として差し入れを受けた有価証券は次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
信用取引貸付金の本担保証券	6,077百万円	3,645百万円
信用取引借証券	335	215
受入保証金代用有価証券	8,648	6,344
信用取引受入保証金代用有価証券	8,648	6,344
計	15,061	10,204

(損益計算書関係)

1 トレーディング損益の内訳

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
株券等		
実現損益	1,465百万円	1,446百万円
評価損益		
債券等		
実現損益	569	709
評価損益	1	28
為替等		
実現損益	276	101
評価損益	2	2
計	2,308	2,231

2 金融収益の内訳

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
信用取引収益	153百万円	111百万円
有価証券貸借取引収益	9	28
受取債券利子	25	18
受取利息	24	28
その他	0	0
計	212	187

3 金融費用の内訳

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
信用取引費用	28百万円	30百万円
有価証券貸借取引費用	0	0
支払利息	39	38
その他	0	0
計	67	69

4 取引関係費の内訳

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
支払手数料	194百万円	195百万円
取引所・協会費	80	81
通信運送費	586	568
旅費交通費	72	61
広告宣伝費	198	189
交際費	105	81
計	1,237	1,178

5 人件費の内訳

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
報酬・給料	4,976百万円	4,654百万円
福利厚生費	817	864
賞与引当金繰入	301	522
従業員株式給付引当金繰入	124	3
役員株式給付引当金繰入	6	2
退職給付費用	278	270
計	6,503	6,310

6 不動産関係費の内訳

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
不動産費	1,171百万円	1,165百万円
器具・備品費	261	292
計	1,432	1,458

7 事務費の内訳

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
事務委託費	2,041百万円	1,981百万円
事務用品費	58	59
計	2,099	2,040

8 租税公課の内訳

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
固定資産税	28百万円	31百万円
事業税	153	158
事業所税	7	6
印紙税	0	0
その他	9	6
計	198	203

9 その他の内訳

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
図書費	21百万円	19百万円
水道光熱費	61	59
教育研修費	67	48
その他	122	134
計	272	262

10 雑収入の内訳

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
受取賃貸料	115百万円	115百万円
その他	37	50
計	152	165

11 雑損失の内訳

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
自己株券取得に係る信託報酬		5
自己株券取得手数料		2
和解金	1	0
その他	1	2
計	2	11

12 減損損失の内訳

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
建物	0百万円	1百万円
器具備品	6	6
土地		32
計	6	39

営業店舗については営業店舗ごとにグルーピングを行っております。

埼玉県鶴ヶ島市の営業店舗については、営業活動から生じる損益が悪化していることから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額6百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、当資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フロー見込がマイナスであるため零としております。

営業店舗については営業店舗ごとに、遊休資産については個別の資産ごとにグルーピングを行っております。

千葉県千葉市の営業店舗については、営業活動から生じる損益が悪化していることから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額7百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、当資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フロー見込がマイナスであるため零としております。

また、茨城県水戸市の遊休資産である土地は売却の意思決定を行ったことを受けて、回収可能価格である売却価格まで減額し、当該減少額32百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	70,689,033			70,689,033

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	1,100,444	140,243	6,143	1,234,544

(注1) 当事業年度期首及び当事業年度末の自己株式数には、「役員株式給付信託(BBT)」及び「従業員株式給付信託(J-ESOP)」の信託財産として資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が所有する当社株式がそれぞれ533,000株、667,000株含まれております。

(注2) (変動事由の概要)

増加数140,243株の内訳は、次のとおりであります。

従業員株式給付信託(J-ESOP)の信託財産として取得したことによる増加	140,100株
単元未満株式の買取りによる増加	143株

減少数6,143株の内訳は、次のとおりであります。

従業員株式給付信託(J-ESOP)における給付による減少	4,500株
役員株式給付信託(BBT)における給付による減少	1,600株
自己株式の買増請求による減少	43株

3 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2018年6月27日 定時株主総会	普通株式	1,051	15.0	2018年3月31日	2018年6月28日
2018年10月29日 取締役会	普通株式	140	2.0	2018年9月30日	2018年12月4日

(注1) 2018年6月27日定時株主総会決議による配当金の総額には、「役員株式給付信託(BBT)」及び「従業員株式給付信託(J-ESOP)」の信託財産として資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が所有する当社株式に対する配当金7百万円が含まれております。

(注2) 2018年10月29日取締役会決議による配当金の総額には、「役員株式給付信託(BBT)」及び「従業員株式給付信託(J-ESOP)」の信託財産として資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が所有する当社株式に対する配当金1百万円が含まれております。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年6月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	140	2.0	2019年3月31日	2019年6月26日

(注) 配当金の総額には、「役員株式給付信託(BBT)」及び「従業員株式給付信託(J-ESOP)」の信託財産として資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が所有する当社株式に対する配当金1百万円が含まれております。

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	70,689,033			70,689,033

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	1,234,544	5,672,553	502,000	6,405,097

(注1) 当事業年度期首及び当事業年度末の自己株式数には、「役員株式給付信託(BBT)」及び「従業員株式給付信託(J-ESOP)」の信託財産として資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が所有する当社株式がそれぞれ667,000株、837,500株含まれております。

(注2) (変動事由の概要)

増加数5,672,553株の内訳は、次のとおりであります。

取締役会決議に基づく取得による増加	5,000,000株
従業員株式給付信託(J-ESOP)の信託財産として取得したことによる増加	672,500株
単元未満株式の買取りによる増加	53株

減少数502,000株の内訳は、次のとおりであります。

従業員株式給付信託(J-ESOP)における給付による減少	502,000株
------------------------------	----------

3 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年6月25日 定時株主総会	普通株式	140	2.0	2019年3月31日	2019年6月26日
2019年10月29日 取締役会	普通株式	268	4.0	2019年9月30日	2019年12月3日

(注1) 2019年6月25日定時株主総会決議による配当金の総額には、「役員株式給付信託(BBT)」及び「従業員株式給付信託(J-ESOP)」の信託財産として資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が所有する当社株式に対する配当金1百万円が含まれております。

(注2) 2019年10月29日取締役会決議による配当金の総額には、「役員株式給付信託(BBT)」及び「従業員株式給付信託(J-ESOP)」の信託財産として資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が所有する当社株式に対する配当金1百万円が含まれております。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年6月24日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	260	4.0	2020年3月31日	2020年6月25日

(注) 配当金の総額には、「役員株式給付信託(BBT)」及び「従業員株式給付信託(J-ESOP)」の信託財産として資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が所有する当社株式に対する配当金3百万円が含まれております。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
現金・預金	23,869百万円	23,434百万円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金		
現金及び現金同等物	23,869	23,434

(リース取引関係)

オペレーティング・リース取引

未経過リース料

	前事業年度(2019年3月31日)	当事業年度(2020年3月31日)
1年以内	371百万円	371百万円
1年超	1,110	738
合計	1,482	1,110

(金融商品関係)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社の主たる事業は、有価証券の売買、売買の取次ぎ、引受・売出し及び募集・売出しの取扱い等の業務を中核とする第一種金融商品取引業であります。

金融資産の主なものには現金・預金、預託金、トレーディング商品、投資有価証券、信用取引資産、募集等払込金があります。現金・預金は運転資金であります。余剰時には信用取引の自己融資に振り向けております。預託金は、金融商品取引法に基づく顧客分別金の信託額等であります。トレーディング商品は、収益確保のための純投資等であります。投資有価証券は、主に政策投資株式及び国債であり、経営会議又は取締役会において投資あるいは売却につき審議しております。信用取引資産については、お客さまの信用取引における買建金額及び売建金額の証券金融申込金額であります。募集等払込金は、募集の取扱いに係る証券投資信託の受益証券の払込金であります。

金融負債の主なものには借入金、預り金、信用取引負債、有価証券担保借入金、受入保証金があります。借入金については、資金需要に応じて増減させることを基本としておりますが、資金余剰時においても、緊急時の対応や金融機関との良好な関係を保つため、最低限の借入は維持しております。また借入実績のない金融機関に対しても借入枠を確保するよう努めております。預り金については、主にお客さまとの取引に伴い発生する一時的な口座残金であります。信用取引負債については、お客さまの売建金額及び証券金融会社から融資を受けている買建金額であります。証券金融会社から融資を受けている金額については、極力自己資金との差替え（自己融資）を実施し、支払利息の削減に努めております。有価証券担保借入金は、現金担保付債券貸借取引及び株券等貸借取引により受け入れている担保金であります。受入保証金については、お客さまの信用取引や先物取引に伴い受け入れている担保金であります。

デリバティブ取引については、主に外国証券の販売に伴う為替予約取引を行っております。

(2) 金融商品の内容及びリスク並びにリスク管理体制

金融資産の主なものは現金・預金、預託金、トレーディング商品、投資有価証券、信用取引資産、募集等払込金があります。現金については、紛失・盗難リスクがありますが、お客さまとの決済を振込みに限定し、必要最小限の残高にとどめております。預金については、国内預金はペイオフへの対応として当座預金及び普通預金（決済性預金）のみとしております。外貨預金については、金融機関の信用リスク及び為替変動リスクがありますが、有価証券の決済資金のみの取引に限定しております。預託金は、その内容が顧客分別金信託ですが、信用力の高い金融機関に信託しております。トレーディング商品は、主に国内外の債券であり、為替変動リスク、金利変動リスク、信用リスク等がありますが、保有額を自社で設定した限度枠内にとどめることで管理しております。投資有価証券は、主に国内の上場・非上場の政策投資株式及び国債であり、価格変動リスク、信用リスク及び金利変動リスクがありますが、その運用について経営会議や取締役会において慎重に検討しております。信用取引資産については、お客さまに対する与信金額の貸倒れリスクがありますが、顧客管理に関する社内ルールで定めた委託保証金率に基づいて担保を受け入れ、日々、営業部及び本社管理部門にて与信管理を行っております。募集等払込金については、お客さまの債務不履行によるリスクがありますが、非対面取引の場合には買付代金を全額前受けとし、また、全てのお客さまに対して買付意向を十分確認した上で受注を行っております。

金融負債の主なものには借入金、預り金、信用取引負債、有価証券担保借入金、受入保証金があります。借入金については、金利変動リスクがありますが、主に短期の借入れとすることによりリスクを抑制しております。また、資金調達ができなくなる流動性リスクについては、借入枠の確保や自己融資から信用取引借入金へ振り向けることにより対応しております。預り金、信用取引負債及び受入保証金については、リスクはありません。有価証券担保借入金は、現金担保付債券貸借取引及び株券等貸借取引により受け入れている担保金ではありますが、貸付けている資産の時価を上回るよう値洗いをを行っているため、リスクはありません。

デリバティブ取引については、主に外国証券の販売に伴う銀行との為替予約取引でお客様の実需に対応するものであり、実質的な為替変動リスクを負うものではありません。

トレーディング商品及びデリバティブ取引については、リスク管理部において日々監視及び検証を行い、その結果を内部管理統括責任者等に報告しております。また、市場リスクの限度枠については、市場の変動や財務の健全性を勘案して市場リスクの検証を行いつつ、必要に応じ見直しを行っております。

(市場リスクに関する定量的分析)

当社は、市場リスクに関して定量的分析を行っておりません。

なお、金利変動リスクの影響を受ける主たる金融商品は投資有価証券及び商品有価証券に分類される債券であります。その他のすべてのリスク変数が一定の場合、2020年3月31日現在の金利が、10ベーシスポイント(0.1%)低ければ、その時価は9百万円(前事業年度は10百万円)増加し、10ベーシスポイント高ければ、9百万円(前事業年度は10百万円)減少するものと考えられます。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

「デリバティブ取引関係」注記におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません((注2)を参照ください。)

前事業年度(2019年3月31日)

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1)現金・預金	23,869	23,869	
(2)預託金	13,119	13,119	
(3)投資有価証券	10,528	10,528	
其他有価証券	10,528	10,528	
(4)信用取引資産	7,045	7,045	
信用取引貸付金	6,709	6,709	
信用取引借証券担保金	336	336	
(5)募集等払込金	1,349	1,349	
資産計	55,911	55,911	
(1)預り金	12,517	12,517	
(2)信用取引負債	1,213	1,213	
信用取引借入金	763	763	
信用取引貸証券受入金	449	449	
(3)有価証券担保借入金	2,621	2,621	
有価証券貸借取引受入金	2,621	2,621	
負債計	16,352	16,352	
デリバティブ取引()	0	0	

() デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しておりますが、合計で正味の債務となるものはありません。

当事業年度(2020年3月31日)

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1)現金・預金	23,434	23,434	
(2)預託金	13,040	13,040	
(3)投資有価証券	9,043	9,043	
其他有価証券	9,043	9,043	
(4)信用取引資産	4,996	4,996	
信用取引貸付金	4,775	4,775	
信用取引借証券担保金	220	220	
(5)募集等払込金	2,881	2,881	
資産計	53,395	53,395	
(1)預り金	14,064	14,064	
(2)信用取引負債	808	808	
信用取引借入金	420	420	
信用取引貸証券受入金	388	388	
(3)受入保証金	671	671	
負債計	15,545	15,545	
デリバティブ取引()	2	2	

() デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しておりますが、合計で正味の債務となるものはありません。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金・預金、(2) 預託金

時価は、帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

株式は取引所の価格によっており、債券は日本証券業協会が公表する市場実勢又は金融機関が提示している価格によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(4) 信用取引資産、(5) 募集等払込金

時価は、短期間で決済されることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 預り金、(2) 信用取引負債、(3) 受入保証金

時価は、短期間で決済されることから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

「デリバティブ取引関係」注記を参照ください。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額は次のとおりであり、前表「資産(3)その他有価証券」には含まれておりません。

	2019年3月31日 (百万円)	2020年3月31日 (百万円)
非上場株式(1)	622	622
匿名組合(2)		200

- (1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。
- (2) 匿名組合は、組合財産が不動産など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されていることから、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度(2019年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)
現金・預金	23,869		
預託金	13,119		
投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの(国債)		2,000	
信用取引資産	7,045		
募集等払込金	1,349		
合計	45,383	2,000	

当事業年度(2020年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)
現金・預金	23,434		
預託金	13,040		
投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの(国債)		2,000	
信用取引資産	4,996		
募集等払込金	2,881		
合計	44,352	2,000	

(注4) その他の有利子負債の決算日後の返済予定額

前事業年度(2019年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 (百万円)
信用取引借入金	763	
有価証券貸借取引受入金	2,621	

当事業年度(2020年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 (百万円)
信用取引借入金	420	

(有価証券関係)

1 トレーディングに係るもの
商品有価証券等(売買目的有価証券)

種類	2019年3月31日		2020年3月31日	
	資産	負債	資産	負債
	事業年度の損益に含まれた評価差額(百万円)	事業年度の損益に含まれた評価差額(百万円)	事業年度の損益に含まれた評価差額(百万円)	事業年度の損益に含まれた評価差額(百万円)
債券	3		24	

2 トレーディングに係るもの以外
その他有価証券

前事業年度(2019年3月31日)

	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	6,940	947	5,992
債券(国債)	2,076	1,993	82
小計	9,017	2,941	6,075
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
株式	1,510	1,859	348
合計	10,528	4,801	5,726

当事業年度(2020年3月31日)

	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	5,438	308	5,129
債券(国債)	2,053	1,995	58
小計	7,492	2,303	5,188
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
株式	1,551	2,202	651
合計	9,043	4,506	4,536

事業年度中に売却したその他有価証券(株式)

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
426	425	

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
850	694	1

事業年度中に減損処理を行ったその他有価証券(株式)

前事業年度において、その他有価証券(株式)について10百万円減損処理を行っております。
当事業年度において、その他有価証券(株式)について138百万円減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引
通貨関連

前事業年度(2019年3月31日)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引 以外の取引	為替予約取引 買建 米ドル	40		0	0
	合計	40		0	0

(注) 為替予約取引の時価の算定方法は、貸借対照表日の先物為替相場によっております。

当事業年度(2020年3月31日)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引 以外の取引	為替予約取引 売建 トルコリラ	1		0	0
	買建 米ドル	183		2	2
	合計	185		2	2

(注) 為替予約取引の時価の算定方法は、貸借対照表日の先物為替相場によっております。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引
該当事項はありません。

(退職給付関係)

1 採用している退職給付制度の概要

当社は、退職金制度として、退職一時金制度及び確定拠出年金制度を採用しております。

2 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	(百万円)	
	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
退職給付債務の期首残高	2,570	2,465
勤務費用	124	120
利息費用	28	27
数理計算上の差異の発生額	10	46
退職給付の支払額	267	239
退職給付債務の期末残高	2,465	2,327

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	(百万円)	
	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	2,465	2,327
未積立退職給付債務	2,465	2,327
未認識数理計算上の差異	131	60
未認識過去勤務費用	0	0
貸借対照表に計上された負債	2,334	2,267
退職給付引当金	2,334	2,267
貸借対照表に計上された負債	2,334	2,267

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	(百万円)	
	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
勤務費用	124	120
利息費用	28	27
数理計算上の差異の費用処理額	20	25
過去勤務費用の費用処理額	0	0
確定給付制度に係る退職給付費用	172	172

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
割引率	1.1%	1.1%
予想昇給率	3.4~7.1%	3.8~7.6%

3 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度105百万円、当事業年度98百万円でありました。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金	133百万円	百万円
賞与引当金	92	159
減価償却費	5	4
退職給付費用	714	694
未払役員退職慰労金	105	105
ゴルフ会員権評価損	24	24
金融商品取引責任準備金	30	30
投資有価証券評価損	575	611
減損損失	149	61
資産除去債務	105	108
従業員株式給付引当金	60	11
その他	40	92
繰延税金資産小計	2,038	1,903
評価性引当額	1,669	1,510
繰延税金資産合計	369	392
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	1,749	1,378
資産除去債務に対応する 除去費用	31	28
その他	2	1
繰延税金負債合計	1,783	1,408
繰延税金資産(負債)の純額	1,413	1,015

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の主な項目別の内訳

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
交際費等永久に損金に 算入されない項目	10.5	2.3
受取配当金等永久に益金に 算入されない項目	7.3	1.8
住民税均等割	8.9	2.5
評価性引当額の増減	13.0	16.6
その他	0.6	0.2
税効果会計適用後の 法人税等の負担率	30.3	17.2

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1 当該資産除去債務の概要

当社の営業店舗には、自社物件と賃借物件のものがあり、自社物件については解体工事のうち建設リサイクル法に係る支出部分、賃借物件については退去時の原状回復義務に関し、資産除去債務を計上しております。

2 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間は12年から50年と見積り、割引率は国債の利回りを基に0.5%から2.2%を採用しております。

3 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
期首残高	336百万円	343百万円
賃貸借契約に伴う増加額	0	
時の経過による調整額	7	11
期末残高	343	354

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであるため、セグメント情報については記載を省略しております。

【関連情報】

1 サービスごとの情報

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

区分	株券 (百万円)	債券 (百万円)	受益証券 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)
委託手数料	3,554		56		3,610
引受け・売出し・特定投資家 向け売付け勧誘等の手数料	225	20			246
募集・売出し・特定投資家向 け売付け勧誘等の取扱手数料	6	0	1,936		1,943
その他の受入手数料	18	0	3,122	33	3,174
計	3,804	21	5,115	33	8,974

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

区分	株券 (百万円)	債券 (百万円)	受益証券 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)
委託手数料	4,257	0	73		4,330
引受け・売出し・特定投資家 向け売付け勧誘等の手数料	11	45			57
募集・売出し・特定投資家向 け売付け勧誘等の取扱手数料	0	0	2,186		2,186
その他の受入手数料	10	0	2,885	19	2,915
計	4,279	46	5,144	19	9,489

2 地域ごとの情報

当社は、本邦における営業収益が90%を超え、また、本邦における有形固定資産の金額が90%を超えていることから、当該情報の記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

当社は、営業収益の10%を占める特定の顧客への取引はありませんので、当該情報の記載は省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
1株当たり純資産額	548円13銭	568円34銭
1株当たり当期純利益	2円66銭	11円86銭

(注1) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注2) 株主資本において自己株式として計上されている資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が保有する当社株式は、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めており、また、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式数に含めております。

1株当たり純資産額の算定上、控除した自己株式の期末株式数に含まれる当該自己株式数は、前事業年度が667,000株、当事業年度が837,500株であり、1株当たり当期純利益の算定上、控除した自己株式の期中平均株式数に含まれる当該自己株式数は、前事業年度が646,364株、当事業年度が540,586株であります。

(注3) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
当期純利益(百万円)	184	791
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る当期純利益(百万円)	184	791
普通株式の期中平均株式数(千株)	69,475	66,715

(注4) 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	38,070	36,535
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)		
普通株式に係る期末の純資産額(百万円)	38,070	36,535
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(千株)	69,454	64,283

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有価証券明細表】

【株式】

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額(百万円)
(トレーディング商品)		
(売買目的有価証券)		
株式(1銘柄)	3,000	0
(投資有価証券)		
(その他有価証券)		
(株)日本取引所グループ	2,355,000	4,488
(株)めぶきフィナンシャルグループ	2,800,980	616
東武証券(株)	381,591	424
東洋証券(株)	3,012,300	397
(株)ケーズホールディングス	318,240	325
(株)大林組	330,000	305
住友不動産(株)	98,000	258
平和不動産(株)	50,300	140
(株)武蔵野銀行	94,200	129
(株)みずほフィナンシャルグループ	917,000	113
その他15銘柄	636,779	412
計	10,997,390	7,612

【債券】

銘柄	券面総額(百万円)	貸借対照表計上額(百万円)
(トレーディング商品)		
(売買目的有価証券)		
国債(10銘柄)	43	43
地方債(5銘柄)	28	28
社債(16銘柄)	430	401
外国債(20銘柄)		48
(投資有価証券)		
(その他有価証券)		
第332回利付国債(10年債)	2,000	2,053
計	2,502	2,576

【その他】

種類及び銘柄	投資口数等	貸借対照表計上額(百万円)
(投資有価証券) (その他有価証券) NHインベストメント合同会社 匿名組合		200
計		200

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 償却累計額 又は償却 累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末 残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	5,758	10	3(1)	5,765	3,929	132	1,836
構築物	111	2	7	106	68	3	37
器具備品	1,365	325	213(6)	1,476	1,004	213	471
土地	1,373		60(32)	1,313			1,313
リース資産	15			15	10	3	5
有形固定資産計	8,623	339	285(39)	8,677	5,013	353	3,664
無形固定資産							
電話加入権	51			51			51
ソフトウェア	472	220	164	527	296	62	231
その他	27		27				
無形固定資産計	551	220	192	579	296	62	283
長期前払費用	8		3	5			5

(注) 「当期減少額」欄の()は内書きで、当期の減損損失計上額であります。

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	1,950	1,950	1.3	
1年以内に返済予定の長期借入金				
1年以内に返済予定のリース債務	3	2		
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	800	800	1.4	2023年
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	5	3		2021年～2024年
其他有利子負債(1年以内) 信用取引借入金	763	420	0.6	
有価証券貸借取引受入金	2,621	482	0.0	
計	6,144	3,659		

(注1) 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

(注2) 長期借入金及びリース債務(1年以内返済予定のものを除く。)の貸借対照表日後5年内における返済予定額は以下のとおりであります。

区分	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金			800	
リース債務	1	1	0	

(注3) リース債務については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額で貸借対照表に計上しているため、平均利率の記載を省略しております。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	17				17
賞与引当金	301	522	301		522
従業員株式給付引当金	198	37	198		37
役員株式給付引当金	8	2			10
金融商品取引責任準備金	98	0			98

【資産除去債務明細表】

当事業年度期首及び当事業年度末における資産除去債務の金額が当事業年度期首及び当事業年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

2020年3月31日現在における主な資産、負債の内容は次のとおりであります。

なお、附属明細表に記載した事項については省略しております。

資産の部

イ 現金・預金

区分	金額(百万円)
現金	4
預金	
当座預金	21,601
普通預金	128
郵便振替貯金	768
外貨預金	932
小計	23,430
合計	23,434

ロ 預託金

区分	金額(百万円)
顧客分別金信託	13,000
その他	39
合計	13,040

八 信用取引資産

区分	金額(百万円)
信用取引貸付金 (顧客の信用取引にかかる株式等の買付代金相当額)	4,775
信用取引借証券担保金 (貸借取引により証券金融会社に差入れている借証券担保金)	220
合計	4,996

負債の部

イ 預り金

区分	金額(百万円)
顧客からの預り金 (有価証券の売買に伴う一時的な預り金)	12,401
その他の預り金 (譲渡益税等の一時的な預り金)	1,663
合計	14,064

(3) 【その他】

当事業年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当事業年度
営業収益(百万円)	2,688	5,322	8,699	11,946
税引前四半期(当期)純利益又は四半期純損失()(百万円)	45	286	237	956
四半期(当期)純利益又は四半期純損失()(百万円)	108	251	229	791
1株当たり四半期(当期)純利益又は四半期純損失()(円)	1.57	3.68	3.41	11.86

(注) 株主資本において自己株式として計上されている資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が保有する当社株式は、1株当たり四半期(当期)純利益又は四半期純損失()の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式数に含めております。

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益又は四半期純損失()(円)	1.57	2.11	7.36	8.70

(注) 株主資本において自己株式として計上されている資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が保有する当社株式は、1株当たり四半期純利益又は四半期純損失()の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式数に含めております。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り・買増し	
取扱場所	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
株主名簿管理人	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	
買取・買増手数料	無料
買増受付停止期間	剰余金の配当の基準日(9月30日、3月31日)の10営業日前から剰余金の配当の基準日に至るまで
公告掲載方法	当会社の公告方法は電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 なお、電子公告は当会社のホームページに掲載しており、そのアドレスは次のとおりであります。 (https://www.mito.co.jp/)
株主に対する特典	9月末の株主名簿に記載された100株以上の株主に対し、当社オリジナルカレンダーを贈呈(発送時期は12月初旬)

(注) 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当及び募集新株予約権の割当を受ける権利
- (4) 単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求する権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- | | | | | |
|-----|--|----------------|-------------------------------|--------------------------|
| (1) | 有価証券報告書
及びその添付書類
並びに確認書 | 事業年度
(第74期) | 自 2018年4月1日
至 2019年3月31日 | 2019年6月26日
関東財務局長に提出 |
| (2) | 内部統制報告書
及びその添付書類 | 事業年度
(第74期) | 自 2018年4月1日
至 2019年3月31日 | 2019年6月26日
関東財務局長に提出 |
| (3) | 四半期報告書及び
確認書 | 第75期
第1四半期 | 自 2019年4月1日
至 2019年6月30日 | 2019年8月9日
関東財務局長に提出 |
| | | 第75期
第2四半期 | 自 2019年7月1日
至 2019年9月30日 | 2019年11月11日
関東財務局長に提出 |
| | | 第75期
第3四半期 | 自 2019年10月1日
至 2019年12月31日 | 2020年2月14日
関東財務局長に提出 |
| (4) | 臨時報告書
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2
(株主総会における議決権行使の結果)の規定に基づく臨時
報告書 | | | 2019年6月26日
関東財務局長に提出 |
| (5) | 自己株券買付状況報告書
2019年7月5日、2019年8月7日、2019年9月6日、2019年10月7日、2019年11月8日、2019
年12月6日、2020年1月10日、2020年2月7日、2020年3月6日 | | | 関東財務局長に提出 |

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2020年6月24日

水戸証券株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 太田 健 司

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高尾 大 介

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている水戸証券株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第75期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、水戸証券株式会社の2020年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、水戸証券株式会社の2020年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、水戸証券株式会社が2020年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。
 - 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。